

岩倉市自治基本条例の推進に関する
審議会報告書

平成 29 年 3 月

岩倉市自治基本条例審議会

目 次

1	はじめに	1
2	審議の方法	2
3	岩倉市自治基本条例推進状況の概要	2
4	岩倉市自治基本条例推進状況	5
	(1)別に定めるとしている条例の進捗状況	6～7
	(2)条例の各規定に基づく事項の進捗状況	8～41
	(3)協働の取組状況シート	42～57
5	岩倉市自治基本条例審議会に関する資料	
	(1)岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例	58～59
	(2)岩倉市自治基本条例審議会委員名簿	59
	(3)岩倉市自治基本条例審議会開催概要 (日程・内容)	59～60

1 はじめに

岩倉市では、自治の基本原則を定め、市民、議会及び執行機関の役割や責務等を明らかにし、協働によるまちづくりを推進することによって、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的に、平成 25 年 4 月 1 日に岩倉市自治基本条例を施行しました。この条例は、岩倉市が定める最高規範であり、市民、議会及び執行機関は、自治を推進するに当たっては、この条例を遵守するものとされています。そして、その実効性を確保するために、第 25 条においては、市長の附属機関として、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置くとしています。

平成 25 年 4 月に審議会が設置されてから 4 年目の今年度は、4 回の会議を開催しました。昨年度に引き続き、現状と課題を明らかにした上で、各条文の主旨に基づく推進計画の進捗状況とその見通しを確認し、また、岩倉市政全体が自治基本条例の目指す方向性に沿っているかの検証を行いましたので報告いたします。

昨年 4 月に施行された岩倉市市民参加条例は市民参加と協働について定めた条例であり、審議会の所掌事項にその検証が追加されたため、今後の検証方法について審議会で協議しました。

具体的な内容を規定する条例の制定によって、着実に自治基本条例の精神を活かしたまちとなるための環境整備が進んでいる実感を持つことができます。今後よりいっそう、この条例自体について職員及び市民に理解を図っていくと同時に未策定の条例が成就いたしますことを祈っております。

審議会の議論やこの報告が、その一助となり、この条例により市民、議会及び執行機関の協働がより推進され、岩倉市のまちづくりの発展につながることを強く切望します。

岩倉市自治基本条例

（実効性の確保）

第 25 条 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを検証し、その結果を公表するとともに、協働によりその改善に努めるものとします。

2 市長は、この条例が社会情勢又は岩倉市の状況に適しているかどうかを、5 年を超えない期間ごとに協働により検証し、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとします。

3 市長は、市長の附属機関として、この条例を検証し、市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について審議するため、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

2 審議の方法

自治基本条例推進のため資料を関係する各部署から提出してもらい、審議会において検証を行いました。そのまとめを「岩倉市自治基本条例推進状況」（以下「推進状況」といいます。）としています。

今後においても、岩倉市自治基本条例とこの推進状況を照らし合わせながら議論し、審議会として評価していきます。また、条例自体についても適宜検証し、検証結果に基づいて、必要な措置をするものです。

3 岩倉市自治基本条例推進状況の概要

(1) 岩倉市自治基本条例の検証に関すること。

【別に定めるとしている条例の進捗状況】

整理番号	該当条文	別に定める条例	主管課
(1)ーア	第12条	住民投票に関する条例	協働推進課

(2) 岩倉市自治基本条例の検証に関すること。

【条例の各規定に基づく事項の進捗状況】

整理番号	該当条文	審議する内容	主管課
(2)ーア①～②	第10条	<ul style="list-style-type: none"> ・執行機関における市民参加及び協働に対する取組状況 ・市民参加により得られた提案・意見の反映 	協働推進課
(2)ーイ	第11条	<ul style="list-style-type: none"> ・市民自治活動の支援 	協働推進課
(2)ーウ①～③	第14条	<ul style="list-style-type: none"> ・執行機関の組織 ・適正な定員管理 ・実効性のある職員研修と適正な人事評価 	秘書企画課
(2)ーエ①～②	第19条	<ul style="list-style-type: none"> ・法体系の整備 ・条例の制定・改廃の際の趣旨の公表 	行政課 協働推進課
(2)ーオ①～②	第21条	<ul style="list-style-type: none"> ・財源の確保並びにその効果的な配分及び効率的な活用 ・財政に関する計画と財政状況の公表 	行政課
(2)ーカ	第22条	<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価の実施と結果の公表 	秘書企画課
(2)ーキ	第23条	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理及び災害等緊急時のための必要な計画の策定 	危機管理課
(2)ーク①～③	第24条	<ul style="list-style-type: none"> ・五条川流域の環境及び桜並木の保全 ・自然を後世に残す ・伝統を後世に残す 	商工農政課 環境保全課 生涯学習課

(3) 市民自治によるまちづくりに関する基本的事項に関すること。

【協働の取組状況シート（平成 27 年度）】

市の協働の取組を一覧表にしています。岩倉市自治基本条例第 4 条の「自治の基本原則」に沿い、その状況の確認を行います。

4 岩倉市自治基本条例推進状況

5 ページ以降に掲載します。



いいわくん
岩倉市PR大使

岩倉市自治基本条例推進状況

(平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月)

(1) 岩倉市自治基本条例の検証に関すること。

【別に定めるとしている条例の進捗状況】

整理番号 (1) -ア (主管課：協働推進課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第12条第2項	住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票の資格要件その他の住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定めるものとします。
---------	---

2 制定する予定の条例の概要 (主な内容)

(条例名) <u>岩倉市住民投票条例</u>	
平成26年から検討を開始した市民参加条例検討委員会が策定した条例案は、「住民投票」と「市民参加と協働」が一本化されており、シンポジウムやパブリックコメントは一本化案で実施した。	
しかしながら、平成28年3月議会への議案の提出にあたり、市民参加条例から住民投票に関する事項は切り離し、別の条例とすることとしたが、住民投票条例は提出しなかった。それ以降、進展していない。	
◇平成27年度に策定した条例案の概要	
目的	住民の意思を市政に反映するため
住民投票ができる事項	市民参加条例の対象範囲のうち、市全体に重要な影響を及ぼす事項
投票資格者の要件	①満18歳以上の日本国籍を有する者 ②3ヶ月以上市内に住所を有する者
実施の請求の要件	①50分の1以上の連署と議決 ②住民の4分の1以上の連署 ③議員の12分の1以上の賛成 ④市長提案
投票結果の取り扱い	尊重するときは、投票率を考慮する

3 進捗状況

時期	行動計画
平成27年10月	パブリックコメントへの回答を実施
平成27年10月	議会の市民参加条例検討特別委員会に出席 (全13回)
平成28年1月	市民参加条例と住民投票条例を分割
平成28年2月	3月議会に住民投票に関する条例議案を提出せず

4 今後の見通し

時 期	行 動 計 画
未定	議案の提出時期は未定

5 平成 27 年度審議会の意見のまとめ

- ・特になし。

6 平成 28 年度審議会が出た意見・論点

- ・自治基本条例ができて 3 年経つので別に定めるとした条例がいつまでも進展しないのは好ましくない。

7 平成 28 年度審議会の意見のまとめ

- ・住民投票条例はパブリックコメントも実施し、市民の意見を取り入れたものを作っている。早急に議会と調整してもらいたい。
- ・来年に向けての大きな課題である。

(1) 岩倉市自治基本条例の検証に関すること。

【条例の各規定に基づく事項の進捗状況】

整理番号 (2) -ア① (主管課：協働推進課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第10条第1項	議会及び執行機関は、市民の市政及びまちづくりへの参加を推進するため、政策等の立案・実施・評価のそれぞれの過程において多様な参加の機会を設けるとともに、参加しやすい環境の整備に努めるものとします。
第10条第4項	前各項に定めるもののほか、市民参加と協働に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

2 現状と課題

【現状】

平成28年4月1日の市民参加条例施行により、市民の市政及びまちづくりへの参加の機会が担保されることとなった。概要は以下のとおり。

◇内容

市民参加の対象	①基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 ②総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し及び評価 ③広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る計画等の策定又は変更 ④市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃
市民参加の手続の方法	①審議会 ②アンケート ③意見交換会 ④市民公聴会 ⑤市民討議会 ⑥パブリックコメント手続 ⑦政策提案制度 ⑧市民委員登録制度 ・上記①審議会等、②アンケート、③～⑤意見交換会等、⑥パブリックコメント手続の4つの方法のうち、原則として複数の方法により実施 ・実施予定と実施状況の公表
協働の取組	・協働の原則 ・協働による政策形成等 ・公益的活動の支援 ・中間支援組織の設置 ・協働によるまちづくりを担う人材

◇制定後の動き

- ・パンフレット作成、広報掲載 (5月号)、職員説明会の実施 (全4回、200名参加)
- ・手続の実施予定の公表 4月実施
- ・市民委員登録 登録者数31人 (10月現在)
- ・政策提案制度 応募1件 検討委員会の設置 (副市長、全部長、担当課)

※審議会やアンケート、説明会などの取組状況は、市民参加条例の検証資料として別途作成します。

【課題】

- ・市民参加条例という市民の声を市政に反映させていくルールは完成したが、理念の実現には市民と職員の理解度を深めていく必要がある。
- ・説明会は、4回実施したが、継続的な理解促進が必要である。
- ・参加しやすい環境を整備するため、積極的な情報公開を進める必要がある。

3 進捗状況

時 期	内 容
平成 28 年 3 月	3 月議会にて可決
平成 28 年 4 月	市民参加条例を施行
平成 28 年 4 月	職員説明会実施（全 4 回、200 名参加）
平成 28 年 4 月	市民参加の手續の予定の公表
平成 28 年 4 月	市民委員登録制度を募集（新規登録 31 名）
平成 28 年 6 月	市民から 1 件の政策提案があった
平成 28 年 9 月	政策提案検討委員会の開催

4 今後の見通し

時 期	内 容
平成 28 年 10 月	政策提案検討委員会の開催（3 回）
平成 28 年 10 月	政策提案の回答
平成 29 年 1 月	職員向けの協働研修の実施
平成 29 年 3 月	市民参加の手續の実施状況の公表

5 平成 27 年度審議会の意見のまとめ

- ・市民参加条例を知らずに、アンケート等無しで計画してしまうようなことがないよう、市職員へ周知徹底をし、全体がしっかり理解しなければならない。
- ・今後はこの審議会でも、重要な計画等がしっかりと市民参加の手續きが適切にとられた上で策定されているのか検証していく必要がある。
- ・市民参加条例の検証については、担当窓口をしっかりと決めること。
- ・市民参加条例ができれば、条例の実効性の検証をこの審議会で行っていかなければならない。そうならば検証のツールも必要になる。
- ・パブリックコメントの提出件数が増えたというのは評価できる。
- ・市民参加条例が制定されれば、審議会でも検討できる材料が増えて嬉しく思う。

6 平成 28 年度審議会が出た意見・論点

- ・市民参加条例の市民向けの周知が足りていないと感じる。
- ・公共施設再配置計画は市民参加条例に則り策定しているのか。

7 平成 28 年度審議会の意見のまとめ

- ・公共施設再配置計画は複数の市民参加手段を用いて計画するということであり、これは市民参加条例の成果といえる。
- ・各行政区への訪問はア②の進捗状況として記載するのが適切である。

整理番号（２）－ア② （主管課：協働推進課）

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 10 条第 2 項	議会及び執行機関は、市民参加により得られた提案又は意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めるものとします。
-------------	---

2 現状と課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民から提案を受け付ける方法として、市民参加条例において政策提案制度を規定している。1 件の応募があった。(10 月現在) <p>◇広聴の取組（平成 27 年度の実績）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>市民の声・私の提案</td> <td>213 件</td> </tr> <tr> <td>タウンミーティング</td> <td>4 回（参加者 113 人）</td> </tr> <tr> <td>市政モニター会議</td> <td>5 回（委員 16 人）</td> </tr> <tr> <td>いどばた広聴</td> <td>1 回（参加者 30 人）</td> </tr> <tr> <td>まちづくり出前講座</td> <td>3 回（参加者 74 人）</td> </tr> <tr> <td>市民委員登録制度の活用</td> <td>2 件(行政経営プラン推進委員会、公共施設再配置計画検討委員会)</td> </tr> </table>	市民の声・私の提案	213 件	タウンミーティング	4 回（参加者 113 人）	市政モニター会議	5 回（委員 16 人）	いどばた広聴	1 回（参加者 30 人）	まちづくり出前講座	3 回（参加者 74 人）	市民委員登録制度の活用	2 件(行政経営プラン推進委員会、公共施設再配置計画検討委員会)	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策提案制度の活用について、1 件の申請があったが、運用では手探りの面もある。回答の検討もさることながら、提案者へ提案の意図を汲み取るため、ヒアリングの実施なども検討する必要がある。 市民委員登録制度の活用について、審議会を開催するときは積極的に利用することが重要である。また登録者を増やしていくため、効果的に市民に呼びかける必要がある。
市民の声・私の提案	213 件												
タウンミーティング	4 回（参加者 113 人）												
市政モニター会議	5 回（委員 16 人）												
いどばた広聴	1 回（参加者 30 人）												
まちづくり出前講座	3 回（参加者 74 人）												
市民委員登録制度の活用	2 件(行政経営プラン推進委員会、公共施設再配置計画検討委員会)												

3 進捗状況

時 期	内 容
平成 28 年 4 月	政策提案検討委員会の設置
平成 28 年 5 月～7 月	各行政区への訪問による地域の意向聞き取り
平成 28 年 6 月	市民から 1 件の政策提案があった
平成 28 年 9 月	政策提案検討委員会の開催
随時	それぞれの広聴の取組の実施

4 今後の見通し

時 期	内 容
平成 28 年 10 月	政策提案検討委員会の開催(3回)
随時	それぞれの広聴の取組の実施

5 平成 27 年度審議会の意見のまとめ

- ・署名についてはやりながら運用を考えることになる。重要なのは形式だけの判断ではなく、提案した人たちと話をすることである。
- ・担当窓口をしっかりと決めること。

6 平成 28 年度審議会が出た意見・論点

- ・政策提案制度で提案のあったものに対する回答が遅いという声を聞いた。回答するまでの期限を明確にした方が良くはないか。
- ・提案が 1 件しかないのであれば、提案を待つのではなく積極的に聞くという姿勢も大切だと考える。

7 平成 28 年度審議会の意見のまとめ

- ・政策提案制度の回答期限は定めるべきである。
- ・政策提案制度が活用される時は提案の最初と結果を伝えるときには直接提案者と話をする機会をもつべきである。

整理番号（２）－イ（主管課：協働推進課）

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 11 条第 6 項	議会及び執行機関は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するものとします。
-------------	--

2 現状と課題

【現状】

第 11 条では、市民自治活動として地域団体、市民活動団体の活動の推進を規定している。市民は自治を担う自覚を持ちこれらの活動を見守り育てる必要があり、そうした活動により地域課題が解決されようとするときは、市民・議会・執行機関はお互いに補完しあうことも規定している。

現在、以下のとおり市民による活動を支援する仕組みを構築している。

① 市民活動の支援

◇支援の後ろ盾

市民協働ルールブック（平成 23 年度）、自治基本条例（平成 25 年度）、市民参加条例（平成 28 年度）及び総合計画に基づき支援を実施している。

◇市としての支援

協働のルールブックに定められた、事業委託、事業共催、補助・助成、後援、事業協力といった多様な形態による協働について、執行機関全体で推進している。

平成 27 年度については、112 の協働事業を実施した（協働の取組状況シートより）。

・市民活動支援センター（平成 22 年度～）

市民活動の拠点として、市民活動支援センターを設置し、公益的な市民活動や行政区の自治活動の支援を行っている。登録団体は、市民プラザのホールや会議室の利用料減免、印刷機や各種機材を利用できる。実績は下表のとおり。

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
利用者登録団体数	194	216	195	200	210	212
利用者数	16,750	26,601	26,896	30,959	30,700	32,887
利用件数（延べ利用件数）	1,499	2,359	2,746	2,885	2,767	2,990
情報発信件数(岩倉駅地下通路モニター放映番組数)	118	88	95	141	97	128

市民活動支援センターの運営は、市内の中間支援組織である NPO 法人ローカル・ワイド・ウェブいわからに委託している。市と支援センタースタッフとの情報共有のため、定例打合せを毎月実施し、支援センターの自主性を尊重しながら進めている。

・情報支援

広報紙に「い～わくんの協働のまちづくりコーナー」を設け、市民活動団体のイベントや団体紹介等を掲載している。また、市役所 1 階に市民活動紹介コーナーを設置している。

・市民活動助成金（平成 24 年度～）

地域が抱える諸課題の解決を図り、市民の福祉向上やまちづくりに貢献する市民活動に対して助成金を交付することにより、団体活動の活性化、市民活動の拡充を図るもの。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
助成団体数	7	7	14	12
助成金額（円）	434,000	503,000	1,146,000	895,000

◇市民活動支援センターによる支援

・情報支援

情報誌「かわらばん」発行のほか、市民活動に必要な情報の提供や共有を図るため情報メール便を送付している。また、駅地下及び市役所モニターにて登録団体の紹介動画を放映している。

また、市民活動助成金や民間助成金の相談会を実施している。

・市民が参加できる機会の創出

ア 登録団体全体会（平成 25 年度～）

登録団体の意見を聞き市民活動支援センターの運営に反映させたり、行政や団体間の情報共有をしたりするなど、市民活動支援センターの利便性の向上を図るため全登録団体を対象とした会議を毎月開催している。平成 28 年度は、他課の職員も出席し様々な分野の市政情報を提供しよう試みている。

イ 65 歳の集い（平成 24 年度～）、市民プラザまつり（平成 25 年度～）の開催

市民活動に取り組むきっかけ作りとして開催している。また、実行委員会を組織し、市民や団体に実行委員として携わってもらい、自らイベントに関わっていくよう取り組んでいる。

ウ まちづくりネットワーク（平成 27 年度～）

趣味や仕事を通して得た知識や経験、特技などを地域のために活用したいと思っている人と、それを必要としている市民活動団体とをつなげるための仕組みとして運用している。

② 地域団体の活動の支援

・地域団体とは、地域で生活することを縁とし、地域での生活場面を通してつながりを持って活動を行っている組織をいう。

ア 行政区

市内には 30 の行政区があり、その代表による区長会を組織している。執行機関は、区長会を通じて各課からの依頼事項を地域に伝達し実施してもらうとともに、要望書を受け取り対処している。また、3 種類の補助金制度がある。

なお、行政区を跨ぐ広域的な組織として五条川小学校地区コミュニティ推進協議会（五条川小学校区内の 4 区）があり、親子スポーツデーや盆踊り大会を開催している。

協働推進課が新設された平成 27 年度以降、副市長、協働推進課長、広聴担当が各行政区を訪問し、地域課題や悩み、要望について意見交換を実施し、該当部署へフィードバックしている。

平成 27 年度実績

区長会	年 3 回（4 月、8 月、1 月）
-----	--------------------

要望書の数	261 件
区育成補助金	3,228,450 円 (20,923 世帯/1 世帯あたり 150 円、18 事業/1 事業 あたり 5,000 円)
区掲示板設置費補助金	6 件 338,000 円 (総事業費の 3 分の 1 以内)
区公会堂建設費補助金	2 件 105,000 円 (新設 1/3 以内、修繕 1/2 以内、備品購入 1/3 以内)

イ 子ども会 (連合会 1、単位数 32 団体、1,479 人)

子どもたちのリーダー養成講習や各種行事、役員研修等を実施している。補助金を交付。

ウ 老人クラブ (連合会 1、単位数 28 団体、3,227 人)

介護予防事業・健康づくり事業として健康づくり勉強会、文化部活動、運動会等のイベントの開催、地域貢献として公園清掃活動等を行い、高齢者の健康づくり、生きがいをづくり、仲間づくりを実施している。補助金を交付。

エ 婦人会 (会員数 200 人)

女性の文化的な資質の向上と地域社会への寄与を目的に、奉仕活動や文化活動、赤十字奉仕団の活動などを実施している。助成金を交付。

オ 地区社会福祉協議会支会 (支会数 7)

支会の運営は、区・自治会役員や民生委員・児童委員が中心となり、地域の実情に応じて、住民自らが主体となる福祉活動を展開している。

【課題】

①市民活動の支援

- ・市民活動支援センターの利用者数や助成金の申請団体数の推移を見守りながら、市民活動団体が必要としている支援を継続していく必要がある。
- ・全体会で登録団体の意向を把握し、市民活動支援センターの運営に反映していくよう努めているが、参加団体が限られており、全体の意向を集約しているとは言い難い。アンケートなども併用しながら、さらなる意見集約に努める必要がある。
- ・まちづくりネットワークによるマッチングの事例数が増えるよう、登録者と団体を増やすための取組を行う必要がある。

②地域団体の活動の支援

- ・ほとんどの区長は単年で変更となるため、継続的な地域課題への取組が困難になっている。
- ・行政区は市役所の下請けではないので、“やらされ感”を持つのではなく、住民が地域のために自主的に取り組もうとする機運を高める必要がある。
- ・行政区域を越えた広域的なつながりの構築について研究する必要がある。

3 進捗状況

時 期	内 容
平成 27 年 12 月	65 歳の集い (12 月)
平成 28 年 5 月～7 月	各行政区への訪問による地域の意向聞き取り
平成 28 年 1 月～8 月	区長会の開催 (1 月、4 月、8 月)
平成 28 年 5 月	つつじ交流会 (5 月)
平成 28 年 9 月	市民プラザまつり (9 月)

4 今後の見通し

時 期	内 容
平成 28 年 11 月	市民活動助成金の募集（企画提案発表会 2 月）
平成 28 年 12 月	65 歳の集い、2 市 3 町ふれあい協働フォーラム
平成 29 年 1 月～8 月	区長会の開催（1 月、4 月、8 月）

5 平成 27 年度審議会の意見のまとめ

- ・市が市民活動を支援する方法として補助金は重要な方法の一つであるが、もっと重要なものがあるのではないか。市民活動支援センターとの関係性を含め、自主性・自立性をサポートしている面の PR が不十分に思う。（審議会後、報告書でシートの修正）

6 平成 28 年度審議会が出た意見・論点

- ・まちづくりネットワークは非常に良い制度かと思うが、中々利用されていないようである。桜まつりやふれ愛まつりの手伝いをしてもらってはどうか。
- ・まちづくりネットワークは手伝いのお願いを出した時点では手伝って欲しいが、記事として登録された時には別のの人に頼んで終わってしまっていることがある。このタイムラグが問題かと思う。
- ・市民プラザの利用者登録団体数は横ばいなのに利用者数と利用件数が伸びているのはなぜか。
- ・ふれ愛まつりがあり、そこで市民団体が活動しているのに、なぜそこに参加しないで新たに市民プラザまつりを増やすのか。

7 平成 28 年度審議会の意見のまとめ

- ・地域のつながりのきっかけとして、次世代育成の意味も含めて小学校単位でコミュニティを利用するのは良い方法だと思う。1 年で区長が交代するのでは地域が良い方向に向かうのも難しいので、小学校区単位を行政区として考えていく時代になってきているのではないかと思う。
- ・市民活動支援についてはローカルワイドウェブの頑張りもあり、実績は十分あがっている。イベントに対して団体を集中させるのか、イベント回数を増やすのがいいのかは判断が難しいが、活動していることが大切。
- ・まちづくりネットワークも利用が増えるよう広報をしっかりとしてほしい。

整理番号（2）－ウ① （主管課：秘書企画課）

1 岩倉市自治基本条例の規定

第14条第1項	執行機関は、社会情勢の変化などに対応するため、その組織を柔軟に改めるものとしします。
---------	--

2 現状と課題

【現状】	<p>より社会的なニーズに対応できる組織、市民が利用しやすい市役所を念頭に、5つの再編の柱（子どもに関する組織の一元化、市民活動支援の重点化、高齢化社会に対応するための連携強化、まちづくり戦略の推進、業務拡大に対応するための再編）を掲げ、平成27年4月に組織の規模を6部20課41グループから6部22課41グループに再編した。</p> <p>また、まちづくりの戦略として、定住促進、企業誘致、シティプロモーション及び住宅施策を横断的に取り組み、連携強化を図るため、業務を担当する課長、グループ長にまちづくり政策推進担当の兼務辞令を発令し、平成27年10月から平成28年9月まで、計21回のまちづくり政策推進会議を開催した。</p>
【課題】	<p>地方分権の進展に伴い、国・県からの権限移譲が進むなど、地方公共団体としての役割と責任がますます拡大している。また、急速な少子高齢化による人口減少が、多くの自治体で喫緊の課題となっている。このことから、より社会的なニーズに対応できる組織、市民が利用しやすい組織となるように継続して検討していく必要がある。</p> <p>また、組織・機構の見直しは、新たな業務や課題に対応するため随時行っているが、今後は、組織の規模、職員数なども併せて考えていく必要がある。</p> <p>グループ制の検証を継続して行っていく必要がある。</p>

3 進捗状況

時 期	内 容
平成27年10月～ 平成28年9月	まちづくり政策推進会議の開催（計21回）
平成28年4月	人事異動に伴い、新たにまちづくり政策推進担当となった職員に対し、兼務辞令を発令

4 今後の見通し

時 期	内 容
平成28年12月～	平成27年4月1日の組織機構の見直しを検証する。
随時	行政課題や市民ニーズを把握し検討する。

5 平成 27 年度審議会の意見のまとめ

- ・縦割りの部分がクリアできているかの検証は必要。
- ・協働推進課ができたからといって、協働が全部協働推進課の仕事と考えるようではいけない。

6 平成 28 年度審議会が出た意見・論点

- ・空き商店の活性化もまちづくり政策推進会議で議論しているのか。

7 平成 28 年度審議会の意見のまとめ

- ・いわゆるしやすい 109 の理由プロジェクトなど、無いものねだりではなく、あるもので良いものを探そうというプロジェクトは大切である。

整理番号（2）－ウ② （主管課：秘書企画課）

1 岩倉市自治基本条例の規定

第14条第3項	執行機関は、行政サービスが低下しないよう留意するとともに、最少の人員で最大の効果が得られるよう、計画的かつ適正な定員管理に努めなければなりません。
---------	---

2 現状と課題

<p>【現状】</p> <p>より社会的なニーズに対応できる組織、市民が利用しやすい市役所を念頭に組織・機構の見直しを行うとともに、事務事業の見直しや民間委託化に取り組み、職員数の適正化に努めてきた。その結果、職員数は、平成13年度の465人から平成28年度は362人となり、ここ15年間で103人減少した。</p> <p>職員の総数を管理し、市民ニーズや事務の執行の点などから検討した結果、全体として最も効率的・効果的になるよう適正な配置を行っている。</p> <p>また、平成28年度は、長年培った能力や経験を有する15人の再任用職員を採用した。その他、特定の学識、経験、技術等を有する32人の嘱託職員と補助的な業務を行う356人（正規換算187人）のパート職員を雇用し、行政サービスが低下しないよう取り組んでいる。</p>
<p>【課題】</p> <p>本格的な人口減少社会への突入や地方分権の進展など、本市を取り巻く環境は今後も急激に変化していくことが予想される中、職員の定員管理については、財政運営において大きな割合を占める人件費に直接影響するとともに、行政サービスの量や質にも大きく影響するため、重要な戦略の一つとなっている。このことから、最少の経費で最大の効果を生み出すため、官と民との役割分担、再任用職員・嘱託職員・パート職員など多様な勤務形態の職員の活用、高度な専門知識を持った人材の確保などを視野に入れ、市民ニーズや業務量に見合った適正な職員の定員管理に努めなければならない。その上で、限られた職員を様々な社会的なニーズに的確に対応できるよう配置し、一層の適正化・効率化に努めなければならない。</p> <p>また、職員数の適正化については、中期的な職員定数の方向性を定める定員適正化計画の作成や類似団体との比較・検討や組織体制の見直しを行いながら、適正な定員管理を継続的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>さらに、高い専門性やノウハウを持つ職員が定年退職を迎え、行政サービスが低下しないよう再任用制度の一層の活用と計画的な職員採用を行う必要がある。</p>

3 進捗状況

時 期	内 容
平成27年10月	平成28年度の職員配置を所属長に通知 すべてのパート職員の雇用について、所属長とヒアリングを実施
平成28年2月	事務補助的な業務を行うパート職員との面談を実施

平成 28 年 4 月	平成 29 年度職員配置要望書を所属長から提出、所属長とヒアリングを実施
平成 28 年 5 月	平成 29 年度採用計画と併せて、平成 29 年度職員数・配置を決定
平成 28 年 8 月～	再任用職員選考審査会を経て、平成 29 年度再任用職員の配置を決定

4 今後の見通し

時 期	内 容
平成 28 年 10 月	平成 29 年度の職員数・配置を所属長に通知
平成 28 年 11 月	すべてのパート職員の雇用について、所属長とヒアリングを実施
平成 29 年 2 月	事務補助的な業務を行うパート職員との面談を実施
平成 29 年 4 月	平成 30 年度職員配置要望書を所属長から提出、所属長とヒアリングを実施
平成 29 年 5 月	平成 30 年度採用計画と併せて、平成 30 年度職員数・配置を決定
平成 29 年 8 月～	再任用職員選考審査会を経て、平成 30 年度再任用職員の配置を決定

5 平成 27 年度審議会の意見のまとめ

- ・岩倉市は職員の約半数が非正規ということになる。
- ・最少の人員で最大の効果が得られればそれでいいのか。働き方まで検証するのか。

6 平成 28 年度審議会で出た意見・論点

- ・正規職員を減らすことで、正規職員の負荷が増えモチベーションが下がることが心配である。正規職員を減らすことが善であるという時代もあったが、単に正規職員を減らせばいいものではないと感じる。
 - ・会社でモチベーションが一番下がるのは不公平感である。ここのケアがしっかりできていればある程度はモチベーションは維持されるかと思う。
 - ・減った正規職員の数を上回る非正規職員を雇用しているように見えるが、効率が悪いのではないか。
 - ・最少の費用でと書いてあるなら分かるが、条例では最小の人員と書いてあるので違和感がある。
- (回答)
- ・最少の人員というのは正規職員の人数を想定して条例を作ったが、検証するにあたっては正規職員だけ見るのでは不足があるのではないかということで非正規職員の数も示してある。来年以降は資料の出し方についてより分かりやすく比較できるよう検討する。

7 平成 28 年度審議会の意見のまとめ

- ・外から見ても市の仕事は増えていると感じる。仕事のスクラップアンドビルドをしないと疲弊してしまう。産休、育休、有休の消化率を見た上で適正な人員管理ができていないかを問題提起するのもいいかもしれない。
- ・職員が笑顔で働ける働き方を目指さないといけないし、そのためには人事評価や働き方改革に積極的に取り組んでいかなければならない。

整理番号（2）－ウ③ （主管課：秘書企画課）

1 岩倉市自治基本条例の規定

第14条第4項	執行機関は、実効性のある職員研修及び適正な人事評価により、職員の能力と意欲を高め、より質の高い職員の育成に努めなければなりません。
---------	---

2 現状と課題

<p>【現状】</p> <p>職員一人ひとりが、組織の目標や方針を受け、自ら業務目標を設定し、その達成に向けて仕事に取り組む目標管理制度を全職員が実施している。その他、管理職員は、公正な人事管理の確立と職員の資質向上並びに意識の改革を図ることを目的に能力評価を、また一般職員は、業務遂行に対する意欲等を基に評価を実施している。</p> <p>改正後の地方公務員法に基づき、人事評価制度として「業績評価」と「能力評価」を実施する必要がある。まず「業績評価」については、従来実施してきた目標管理制度を一部修正し、活用していくものとし、平成28年4月から実施している。次に「能力評価」については、平成28年10月から実施予定としている。</p> <p>平成27年度は、市職員研修計画に基づき市独自研修（980人）の実施、及び研修機関等が実施する研修（154人）に職員を派遣し、延べ1,134人の職員が研修を受講した。受講後は、受講報告書やアンケート等の提出により研修効果を測定した。</p> <p>その他、日々の仕事を通じて職員を育てる職場環境を充実するため、職員提案制度や業務改善運動にも継続的に取り組み、職員の能力開発の向上に努めた。</p>	<p>【課題】</p> <p>職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることが必要であり、評価の実施に当たっては、評価者による公平公正な評価が重要である。</p> <p>職員の意識改革の観点にも立ちながら、政策形成能力や法制執務能力など自治体職員として求められる人材を育成するために、「職場研修」や「職場外研修」を実施する他、職員一人ひとりが、自己の能力の開発・向上のために主体的に学習する「自己啓発」の3つを連携させ、より効果的かつ実践的な研修の充実、継続実施していく必要がある。また、人材育成を実効あるものとするためには、単に研修を充実・実施するだけでなく、職場における様々な場面を人材育成のために活用していく必要もある。</p>
---	---

3 進捗状況

時 期	内 容
平成28年1月	研修実績等の検証と研修計画（案）の作成
平成28年2月	研修委員会の開催、市職員研修計画の策定
平成28年4月～	市職員研修計画に基づく研修の実施
平成28年6月～	人事評価制度における業績評価（目標管理制度）の実施
平成28年7月～	人事評価制度における能力評価方法の検討

4 今後の見通し

時 期	内 容
平成 28 年 10 月～	人事評価制度における能力評価の実施
平成 28 年 12 月	研修実績等の検証と研修計画（案）の作成
平成 29 年 1 月～	研修委員会の開催、市職員研修計画の策定
平成 29 年 4 月～	市職員研修計画に基づく研修の実施
平成 29 年 4 月～	人事評価制度における業績評価（目標管理制度）の実施

5 平成 27 年度審議会の意見のまとめ

- ・これは市民に向けての職員の能力と意欲を高め、より質の高い職員になってもらうものであり、課長にとって使いやすい職員を育てるものではないということは認識しておく必要がある。
- ・国で始まり、地方公共団体も始めなければいけなくなっている。これは今後も見直ししながらやっていくことになる。

6 平成 28 年度審議会が出た意見・論点

- ・研修はできるならやったほうが良いので、会社は研修をどんどん増やしていくが必要な研修かどうかの効果測定はあまりしてこなかった。研修受講者に研修直後にアンケートを取っても一様に良かったと評価されていた。しかし、研修受講から 3 年程度経ってから当時の研修が役に立っているかアンケートをとると、研修によって評価が非常に変わってくる。このように P D C A をまわすのも効果があると思う。
- ・評価の対象にならないことはやらないという風潮が広がらないようにしなければならない。新たなニーズに対応する業務は最初は評価の対象にならないのではないかと思う。こうしたことにも対応できる体制が必要だと思う。

7 平成 28 年度審議会の意見のまとめ

- ・研修の 3 年後に効果を測定するのは良いアイデアだと思う。実施してみてはどうか。
- ・人事評価は市民に望まれる職員であるか、地域とどう関わっているかを評価の項目の 1 つにするのも良いかと思う。

整理番号（２）－エ①（主管課：行政課）

1 岩倉市自治基本条例の規定

第19条第1項	議会及び執行機関は、この条例を最高規範とした、その他の条例、規則及び規程（以下「条例等」といいます。）による法体系を構築しなければなりません。
---------	---

2 現状と課題

【現状】

地方分権が進む中、自治体の法務の可能性が拡大するとともに、自治体の自己決定・自己責任で多様な行政課題を解決しなければならなくなった。

【課題】

条例等を政策の実現にあたっての手段とするために、どのような事項を条例、規則、規程あるいは要綱等のどの法形式に位置付けるかという統一的な考え方を整理する必要がある。

これにあたっては、本市の施策がどのような法的根拠に基づいて行われているのかを再確認し、市民への能動的な情報提供と行政のコンプライアンスの観点から、事務の根拠となる規範を適切な法形式に位置付けるように見直す必要もある。

また、要綱は担当課により管理が行われており、決裁のみで制定・改正が行われ、積極的な公表も行っておらず、検討が必要である。

3 進捗状況

時期	内容
随時	法体系の整理を行っている他自治体を調査し、引き続き課内で検討した。

4 今後の見通し

時期	内容
平成27年10月	法体系の整理を行っている他自治体を調査し、よりよい法体系のあり方について引き続き課内で検討を続ける。

6 平成27年度審議会の意見のまとめ

- ・議会及び執行機関の最高規範である条例として、その他の条例の法体系を構築する観点から、議会基本条例の審議は尊重するがこの場での報告は欲しいということに触れておくべき。

7 平成28年度審議会が出た意見・論点

- ・特になし。

8 平成 28 年度審議会の意見のまとめ

- ・自治基本条例の最高規範性を担保されているか検証するわけだが、難しいことではある。条例や要綱を制定するときに、自治基本条例の理念に沿っているかチェックリストを作って検証し、審議会に報告している自治体がある。

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 19 条第 2 項	<p>市長は、次に定める条例について、制定又は改廃しようとするときは、その趣旨を公表するよう努めなければなりません。</p> <p>(1) 基本的な制度を定める条例</p> <p>(2) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例</p> <p>(3) 市民生活又は事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例</p>
-------------	--

2 現状と課題

【現状】

市民参加条例では、市民参加の対の象事項を規定しており、その中で重要条例や市民生活に大きな影響を及ぼす制度の制定又は改廃について対象にしている。

市民に公表するひとつの手段として、パブリックコメント手続について規定している。

〈パブリックコメント手続の事項〉

- ①提出方法 郵便等、FAX、電子メール、書面の持参ほか
- ②意見の提出期間 原則 30 日以上
- ③検討と公表 提出された意見を考慮して、対象事項について意思決定を行う。

※パブリックコメント手続の状況 (平成 27 年度)

実施機会	期間	提出された意見の数
(仮称) 市民参加条例に関するパブリックコメント	8/1～8/31	43 件
総合計画中間見直し案へのパブリックコメント	10/1～10/30	22 件
岩倉市汚水適正処理構想の見直し (案)	11/2～11/20	3 件
岩倉市人口ビジョン (案) 及び 岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (骨子案)	12/16～1/14	4 件
第 4 次岩倉市一般廃棄物処理基本計画 (修正案)	2/10～2/23	0 件
第 2 次岩倉市生活排水処理基本計画 (案)	2/10～2/23	0 件
岩倉市国民健康保険データヘルス計画 (案)	2/10～2/23	0 件
第 2 次岩倉市子ども読書活動推進計画 (案)	3/1～3/21	1 件
岩倉市いじめ防止基本方針 (案)	3/15～3/31	0 件

【課題】

- ・市民参加条例に規定された、パブリックコメント手続を含めた手続の適正な実施をする必要がある。
- ・職員に向けた十分な周知が必須となるとともに、条例の規定に則り実施されているかのチェックが必要である。

《市民側の課題》

- ・パブリックコメント手続などを行ったときに、積極的に意見を応募してほしい。

3 進捗状況

時 期	内 容
平成 28 年 4 月	市民参加条例の施行
平成 28 年 4 月	市民参加の手続の予定の公表

4 今後の見通し

時 期	内 容
平成 29 年 3 月	市民参加の手続の実施状況の公表

5 平成 27 年度審議会の意見のまとめ

- ・自治基本条例でも条例の制定、改廃に関して公表に努める趣旨が書かれているが、市民参加条例における検討により、より幅を広げて公表するようにしている。
- ・市民参加条例のパブリックコメントについて、市の回答はしっかりできていると感じる。
- ・単にパブリックコメントを出すだけではなく、積極的に意見を募集する工夫が必要。

6 平成 28 年度審議会が出た意見・論点

- ・パブリックコメントは出したことのない人には小論文のような敷居の高いものをイメージしてしまう。
- ・広報やホームページでパブリックコメントを募集する際に、計画や条例の名称だけ載せてもイメージがわからない場合もある。パブリックコメントを募集する際に、概要を入れるなどの工夫をしても良いのではないか。
- ・一度パブリックコメントを出してくれればその後も出してくれる傾向にあるならば、パブリックコメントを出すきっかけを作るような工夫をするとういことかと思う。

7 平成 28 年度審議会の意見のまとめ

- ・もっと興味をひくような周知の工夫を、関係団体への PR を、お年寄りやインターネットを利用しない人でもパブリックコメントがしやすいような配慮に検討してもらいたい。

整理番号（2）-オ① （主管課：行政課）

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 21 条第 1 項	市長は、総合計画に基づき財政計画を定めるとともに、財源の確保並びにその効果的な配分及び効率的な活用を行い、最少の経費で最大の効果が得られるよう行財政改革に努め、健全な財政運営を行わなければなりません。
-------------	--

2 現状と課題

【現状】	<p>総合計画の実効性を確保するため、基本計画で定めた施策の事業方針を示す実施計画で、3年間の計画期間中の実施年度、事業量、財源を明らかにしている。</p> <p>財源の確保、配分、行財政改革については、行政評価、実施計画等において、実施内容、方法、経費等、多角的な精査に努めている。その結果及び決算を重視した予算編成をしている。執行についても、さらに経費節減策はないかを、市全体で意識し、健全な財政運営を行っている。その一つの成果として、健全な財政運営の指標となる健全化判断比率の実質公債費比率、将来負担比率は、近年、改善してきたが、今後は、起債を伴う事業や一部事務組合の地方債の償還に係る負担増により比率の悪化が予想される。</p>
【課題】	<p>財政の状況は、刻々と変動している。その健全性の判断基準には、都市整備状況、行政サービスの状況等、様々な要素がある。極端な財政悪化は論外だが、必ずしも「財政指標の良化＝健全な財政運営」ではなく、指標が悪化しても、必要時には投資をする。そのために借金をし、これからの世代にも負担を分かちことが有効な場合もあると考える。</p> <p>今後については、歳入では、生産年齢人口の減少や市内に大規模な企業も少なく大きく増収となることは考えにくい。また、歳出では、生活保護、社会福祉、医療等の社会保障経費のほか、公共施設等の改修、更新に係る経費も増加していくことが見込まれる。限られた財源の中で、計画的に本市の課題に的確に取り組み、また、将来にも責任を果たす公平・公正な財政運営に努めていかなければならない。</p>

3 進捗状況

時 期	内 容
平成 27 年 10 月～ 平成 28 年 2 月	平成 28 年度予算編成方針→予算見積→予算査定→予算案の確定
平成 28 年 3 月～	平成 28 年度予算の議会提出→次年度の予算の執行

4 今後の見通し

時 期	内 容
平成 28 年 10 月～ 平成 29 年 2 月	平成 29 年度予算編成方針→予算見積→予算査定→予算案の確定
平成 29 年 3 月	平成 29 年度予算の議会提出→次年度の予算の執行

5 平成 27 年度審議会の意見のまとめ

・特になし。

6 平成 28 年度審議会が出た意見・論点

・人口が減ると将来負担比率が上がると思う。人口が減らないような手立てが必要になる。

7 平成 28 年度審議会の意見のまとめ

・財政指標を見る限りは健全な運営ができています。

整理番号（2）-オ② （主管課：行政課）

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 21 条第 2 項	市長は、市民に対し、財政に関する計画及び状況を公表し、分かりやすく説明しなければなりません。
-------------	--

2 現状と課題

【現状】	<p>岩倉市財政状況の公表に関する条例の規定により財政状況や実施計画期間の財政計画（普通会計収支の想定）の公表をしている。</p> <p>財政状況の公表は、広報紙、ホームページに予算の概要、決算状況（決算附属資料の主要施策の成果報告書）、財政健全化判断比率等を掲載している。この公表では、図、表、用語解説等を付記し、他市町のものを参考にもしながら、より分かりやすいものとするように、公表内容、レイアウト等、工夫をしている。</p> <p>予算書及び予算説明書は、事業内容がより分かりやすい様式とし、いくつかの事業については、個別の新規主要事業の説明書を作成し、ホームページで公表している。</p>
【課題】	<p>公表については、広報紙、ホームページを中心にしている。また、予算書、決算書等は、図書館や市役所1階の情報サロンに置いている。しかしながら、市民からの財政全体に関する意見等が少ないところから、まだまだ、市民がどのように負担をしているかという点が、実感として認識できていないのではないかとと思われる。</p> <p>そのことを意識して公表のさらなる工夫と、広報紙等では、一方通行になりがちなので、市政モニター会議等行事の機会を捉えて、財政状況等を説明する機会を増やすことが必要であると考え。</p>

3 進捗状況

時 期	内 容
平成 27 年 10 月	実施計画の公表
平成 27 年 12 月	財政状況の公表（平成 27 年度上半期執行状況、平成 26 年度決算）
平成 28 年 2 月	平成 28 年度予算概要の公表（新聞記者発表）
平成 28 年 3 月	平成 28 年度予算の議会提出
平成 28 年 5 月	平成 28 年度当初予算・岩倉市の財政状況（年度末執行状況）の公表

4 今後の見通し

時 期	内 容
平成 28 年 10 月	実施計画の公表
平成 28 年 12 月	財政状況の公表（平成 28 年度上半期執行状況、平成 27 年度決算）
平成 29 年 2 月	平成 29 年度予算概要の公表（新聞記者発表）
平成 29 年 3 月	平成 29 年度予算の議会提出
平成 29 年 5 月	平成 29 年度当初予算・岩倉市の財政状況（年度末執行状況）の公表

5 平成 27 年度審議会の意見のまとめ

- ・引き続き、財政状況について、より分かりやすく市民に知らせるよう工夫していくことが大切である。

6 平成 28 年度審議会が出た意見・論点

- ・直接教えてもらうことで、資料を見るよりも分かりやすかった。行政が市民に直接説明する機会がもっとあると良いと思う。

7 平成 28 年度審議会の意見のまとめ

- ・財政事業の公表について、分かりやすくするための工夫がされているのは分かるが、難しい分野なので分かりにくさは如何ともしがたい。
- ・財政について説明する機会がもう少しあっても良いのかと思う。

整理番号（2）ーカ （主管課：秘書企画課）

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 22 条第 1 項	執行機関は、実施した施策及び事業について、その効果、効率、目標達成度等を評価し、行政資源の効果的かつ効率的な配分に役立てるため、行政評価を実施しなければなりません。
第 22 条第 2 項	執行機関は、前項の行政評価の結果を公表しなければなりません。

2 現状と課題

<p>【現状】</p> <p>行政評価については、平成 24 年度から、平成 23 年度を初年度とする第 4 次総合計画の進行管理という形で実施し、単位施策、個別施策という施策単位で評価することにより、より広い観点から事業を横断的に議論し、事務事業の改善、改革を図っている。また、施策にぶら下がる事務事業について、重点事業として位置づけることにより、評価結果を予算や実施計画へ反映させる仕組みも持っている。</p> <p>今年度については、平成 27 年度に実施した第 4 次岩倉市総合計画の中間見直しのために使用した実績評価シートを活用し、基本施策による評価として実施した。年内には評価シートの公表を実施する予定。</p>
<p>【課題】</p> <p>平成 23 年度以降、行政評価と行政経営プランがそれぞれ動き出し、その事務量及び内容が明らかになってきたこと、さらにはこの 2 つのほか、各課における計画の進行管理等の事業も加わっており、結果としてそれらの間で重複している項目・内容も散見され、かつ、担当課にとっては、相当の負担となっていることが課題である。</p> <p>そうした中で、外部評価について、どのように組み立てるのかなどを検討していく必要がある。</p>

3 進捗状況

時 期	内 容
平成 28 年 2 月	各課に評価シート作成を依頼（平成 27 年度分）
平成 28 年 4 月	各課ヒアリング（平成 27 年度分）
平成 28 年 5 月～9 月	ヒアリング後の修正作業
平成 28 年 2 月	各課に評価シート作成を依頼（平成 27 年度分）
平成 28 年 4 月	各課ヒアリング（平成 27 年度分）
平成 28 年 5 月～9 月	ヒアリング後の修正作業
平成 28 年 2 月	各課に評価シート作成を依頼（平成 27 年度分）

4 今後の見通し

時 期	内 容
平成 28 年 12 月	ホームページにて公表（平成 27 年度分）
平成 29 年 2 月	各課に評価シート作成を依頼（以下、平成 28 年度分）
平成 29 年 2 月	目標指標に関する市民アンケート調査の実施
平成 29 年 4 月	各課ヒアリング
平成 29 年 5 月～	ヒアリング後の修正作業

5 平成 27 年度審議会の意見のまとめ

- ・引き続き、適正な行政評価の実施と公表に努めること。

6 平成 28 年度審議会が出た意見・論点

- ・行政評価は市民等の外部評価も取り入れてもらいたい。
- ・評価には改善が必要か必要でないかが大切だと思うが、現行の 3 段階評価では、真ん中の評価の中でも改善が必要なものと必要でないものが区別できないのではないかと。

7 平成 28 年度審議会の意見のまとめ

- ・次期総合計画を評価する際には今回の審議会が出た意見を参考に検討してもらいたい。
- ・計画期間の途中で目標を達成した施策は新たなハードルを設けてより良くしてもらいたい。

整理番号（2）ーキ （主管課：危機管理課）

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 23 条第 3 項	執行機関は、市民の生命、身体、財産及び暮らしの安全を確保するため、必要な計画を策定するとともに、継続的に団体間の連携、人材の養成等に努め、危機管理体制を確立するものとします。
-------------	---

2 現状と課題

【現状】	<p>各自主防災会は巨大地震等大規模災害への対応として講習会や防災訓練等を通じ、防災において、自助・共助の必要性・重要性を共有認識し、危機管理に対応しているところである。さらに、各行政区の防災訓練に加え小学校区単位の地域合同防災訓練を実施し、災害時の地域連携体制の構築にも取り組んでいる。そのほか、自主防災会の防災対策用備品の購入に対し補助を行い、ソフト面の強化だけでなく、ハード面の強化にも取り組んでいる。</p> <p>本市では、平成 7 年度に濃尾地震と同じ規模の地震が再び発生した場合を想定し、被害予測調査を実施したが、平成 27 年度に、同じく濃尾地震が再び発生した場合を想定し、被害予測調査手法の見直しや市内の社会環境の変化を反映させた最新の被害予測調査を実施した。この調査結果については、3 月に市民報告会を開催し、結果をまとめた「地震対策ガイドブック」を、市内に全戸配布した。</p> <p>大規模地震発生に対する自助を強化する取り組みとして、平成 28 年度に木造家屋の通電火災を減らすことを目的として感震ブレーカーの設置について補助をする制度を創設した。</p> <p>平成 26 年 12 月に策定した、大規模地震が発生した際に、行政の機能停止等による市民生活への影響を最小限にするための業務継続計画（BCP）は、平成 27 年 4 月に行われた組織・機構改革を反映させるために、各課の業務分担について見直しを行うとともに、初動マニュアルとの関係についても検討を行った。BCP の改訂版については、平成 28 年度中に作成したいと考えている。なお、初動マニュアルについては災害時に弾力的な体制がとれるよう班の編成等の見直しを実施した。</p>
【課題】	<p>災害時に施設を福祉避難所として使用する協定を締結した社会福祉法人一期一会と医療法人ようてい会については、平成 28 年度に避難所開設に必要な備品等の整備は完了することとなるが、この 2 施設は高齢者を対象とした施設であり、知的障害者等、要配慮者の特性に対応した福祉避難所の確保が必要である。</p>

3 進捗状況

時 期	内 容
平成 27 年 11 月	防災リーダー研修 五条川小学校区自主防災会地域合同防災訓練 岩倉市地震防災講習会
平成 28 年 1 月	岩倉市災害ボランティア講座

平成 28 年 2 月	東新町自主防災会・市東小学校現地班合同防災訓練
平成 28 年 3 月	岩倉市地震対策基礎調査市民報告会
平成 28 年 5 月	岩倉市自主防災会連絡協議会総会 岩倉南小学校区自主防災会地域合同防災訓練
平成 28 年 6 月	防災リーダー研修
平成 28 年 8 月	岩倉市防災訓練

4 今後の見通し

時 期	内 容
平成 28 年 10 月	曾野小学校区自主防災会地域合同防災訓練
平成 28 年 11 月	五条川小学校区自主防災会地域合同防災訓練
平成 28 年 12 月	岩倉市地震防災講習会
平成 29 年 1 月	岩倉市災害ボランティア講座
平成 29 年 2 月	岩倉東小学校区自主防災会地域合同防災訓練 業務継続計画（BCP）訓練
平成 29 年 5 月	岩倉市自主防災会連絡協議会総会 岩倉南小学校区自主防災会地域合同防災訓練
平成 29 年 6 月	防災リーダー研修
平成 29 年 8 月	岩倉市防災訓練
平成 29 年 9 月	岩倉北小学校区自主防災会地域合同防災訓練

5 平成 27 年度審議会の意見のまとめ

- ・寝室だけでも耐震補強しておく等、自助・共助の精神が大切である。
- ・防災にはコミュニティ作りが大切である。普段から顔見知りを作っておくと、避難所の運営もスムーズになる。

6 平成 28 年度審議会が出た意見・論点

- ・災害時要配慮者支援体制マニュアルの要配慮者の名簿作成について記載すべきではないか。
- ・実際に災害が起きたときは自主防災会が重要な役割を担うことになるかと思うが、自主防災会連絡協議会の委員が区長の交代と一緒に 1 年で代わってしまうことが多い。継続して取り組んでもらえるよう強化をしてほしい。
- ・環境委員のように区長等の役員とは別で防災委員をつくり複数年で継続して活動してもらってはどうか。

7 平成 28 年度審議会の意見のまとめ

- ・地域の防災力強化のためにできることを研究してもらいたい。

整理番号（2）-ク① （主管課：商工農政課）

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 24 条第 1 項	市は、市内の自然と伝統を後世に残すよう努めなければなりません。
第 24 条第 2 項	市は、国及び他の自治体と連携して五条川流域の環境及び桜並木の保全に努めなければなりません。

2 現状と課題

<p>【現状】</p> <p>市のシンボリックな存在として位置付けられている五条川の桜は、寿命といわれる樹齢 60 年を経過している。現在、岩倉五条川桜並木保存会と協働しながら、不要枝や枯れ枝等の剪定、また市が購入した肥料の打ち込みを行うなど、現在ある桜の延命策を施している。</p>
<p>【課題】</p> <p>老朽化した桜の後継木として新たに桜を植えることが考えられるが、五条川が 1 級河川であることから、河川法により新たに植樹することが認められていない。本市の貴重な観光資源であり、市民から愛される財産である五条川の桜並木を国、県及び流域の自治体と連携して、どのように後世まで保全していくことができるのかを検討していくことが必要であると考えます。</p>

3 進捗状況

時 期	内 容
平成 27 年 10～12 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で枯れ枝・不要枝の剪定を行った。 岩倉五条川桜並木保存会が交付された「あいち緑と森づくり環境活動・学習推進事業交付金」を活用し、保存会と協働で桜に害を及ぼすベッコウタケなどの調査・処理を行った。
平成 28 年 1 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で施肥を行った。
平成 28 年 4 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で桜まつり期間中に臨時駐車場となる八剣憩いの広場前で観光案内所を設置した。
平成 28 年 5～7 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で施肥を行った。
平成 28 年 5～9 月	五条川桜並木に発生する毛虫等の防虫のため消毒薬の散布を行った。
平成 28 年 7～9 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で、桜に害を及ぼすベッコウタケなどの調査・処理を行った。
平成 28 年 9 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で枯れ枝・不要枝の剪定を行った。

4 今後の見通し

時 期	内 容
平成 28 年 10～12 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で枯れ枝・不要枝の剪定を行う。 五条川桜並木に発生する毛虫等の防虫のため消毒薬の散布を行う。
平成 28 年 11 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で、桜に害を及ぼすベッコウタケなどの調査・処理を行う。
平成 28 年 12 月	ふるさとといわくら応援寄附金の寄附対象事業として桜並木保全プロジェクトを追加し桜並木の保全に寄附を募る。
平成 29 年 1 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で施肥を行う。
平成 29 年 4 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で桜まつり期間中に臨時駐車場となる八剱憩いの広場前で観光案内所を設置する。
平成 29 年 5～7 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で施肥を行う。
平成 29 年 5～9 月	五条川桜並木に発生する毛虫等の防虫のため消毒薬の散布を行う。
未定	「五条川の桜並木の保全及び再生に関する検討会」の作業部会及び検討会を開催予定

5 平成 27 年度審議会の意見のまとめ

- ・人口減少・高齢化社会が進めば市民団体の維持にも工夫が必要になる。

6 平成 28 年度審議会が出た意見・論点

- ・市として長期的な視点で桜並木をどうしていくのかを考える必要がある。
- ・他市町村との連携に桜並木保存会のような市民活動団体にも参加してもらったらどうか。

7 平成 28 年度審議会の意見のまとめ

- ・桜の保全については、何らかの形で市民の意見が反映されるよう考えてもらいたい。また、広域での検討結果に期待したい。
- ・他市町村との連携に市民活動団体が参加してもらうためには、岩倉市として桜並木をどうしていきたいのか明確なビジョンが必要になると思う。
- ・桜並木の保全には費用もかかるので、寄附を集め多くの人に協力してもらいたい。

整理番号（2）－ク②（主管課：環境保全課）

1 岩倉市自治基本条例の規定

第24条第1項	市は、市内の自然と伝統を後世に残すよう努めなければなりません。
第24条第2項	市は、国及び他の自治体と連携して五条川流域の環境及び桜並木の保全に努めなければなりません。

2 現状と課題

【現状】

市内の代表的な自然としては、五条川と自然生態園が挙げられる。五条川については、ブロックなどの人口護岸が大半であるが、巾下川合流点より下流は堤防法面に草木が繁茂し、比較的自然の趣がある。また、市民団体との連携により、水辺まつりなどの親水イベントが開催されている。平成26年度からは、第3次五条川自然再生整備等基本計画に基づき、自然と共生した河川整備などが行われている。

自然生態園については、隣接する津島神社の森と一体のものとして、失われつつある自然環境を保全・復元し、市民が身近な自然にふれあう場として整備したものであり、開園から20年が経過している。開園以来毎年、生物調査を行っており、その結果からは生態系に変化がみられている。また、夏場を中心にザリガニ釣りなどのイベントも行っている。

【課題】

五条川における魚類などの動植物の生息調査によると、種の単一化や外来種の増加が徐々に進んでおり、生物の多様性が喪失傾向にある。生物多様性を確保するため、外来種の増加を抑制するとともに、生物が棲みやすい護岸や河床などの形態に配慮し、多様な生物が生息できる五条川の水辺環境を保全・創出する必要がある。

自然生態園においては、トンボの種類が開園当初に26種類であったものが、平成27年度には13種類に減っており、開園当初に回復させることが課題である。

3 進捗状況

時 期	内 容
平成27年10月	自然生態園でイベント「とんぼ池で遊ぼう」を開催した。
平成27年10月	五条川で岩倉の水辺を守る会の主催による「親子魚釣り教室」が行われた。
平成27年10月～11月	自然生態園でとんぼ池の底干しを行った。
平成27年11月	五条川で岩倉の水辺を守る会と協働して、外来生物調査としてカメの生息調査を行った。
平成27年12月	五条川で萩と槿の剪定を行った。
平成28年1月～3月	岩倉の水辺を守る会の要望もあり、県が五条川の低水路工事を行い、生物の棲みやすい水辺を創出することができた（2期分）
平成28年3月	岩倉の水辺を守る会と協働で「クリーンアップ五条川」を行った。

平成 28 年 4 月上旬	五条川で「桜まつり」が行われた。
平成 28 年 5 月	五条川で岩倉ナチュラルリストクラブと小学生による、水生生物調査が行われた。
平成 28 年 5 月	五条川堤防沿いの竹林公園において岩倉の水辺を守る会の主催による「親子で竹林公園体験教室」が行われた。
平成 28 年 7 月	五条川自然再生整備等推進会議を開催した。
平成 28 年 7 月	自然生態園でイベント「ザリガニ釣り大会」及び「蚊帳で遊ぼう・夜の観察会」を開催した。
平成 28 年 7 月	岩倉の水辺を守る会と協働で「水辺まつり」を行った。
平成 28 年 8 月	自然生態園でイベント「標本作り体験教室」及び「夜の観察会」を開催した。
平成 28 年 9 月	自然生態園でイベント「かえると触れ合おう」及び「秋の観察会」を行った。

4 今後の見通し

時 期	内 容
平成 28 年 10 月	自然生態園でイベント「とんぼ池で遊ぼう」を行う。
平成 28 年 10 月	五条川で岩倉の水辺を守る会の主催による「親子魚釣り教室」を行う。
平成 28 年 10 月～11 月	自然生態園でとんぼ池の底干しを行う。
平成 28 年 11 月	五条川で岩倉の水辺を守る会と協働して、外来生物調査としてカメの生息調査を行う。
平成 28 年 11 月	五条川下流部清掃を行う。
平成 28 年 12 月	五条川で萩と槿の剪定を行う。
平成 29 年 1 月～3 月	岩倉の水辺を守る会の要望もあり、県が五条川の低水路工事を行い、生物の棲みやすい水辺を創出する。(3 期分)
平成 29 年 3 月	岩倉の水辺を守る会と協働で「クリーンアップ五条川」を行う。

5 平成 27 年度審議会の意見のまとめ

- ・自然と伝統を後世に残すのであれば、もう少し市民の活動を丹念に見ておく必要がある。
- ・人口減少・高齢化社会が進めば市民団体の維持にも工夫が必要になる。

6 平成 28 年度審議会が出た意見・論点

- ・市民活動団体としても、市から専門的な知識をもった人を派遣してもらい、アドバイスを受けられるような支援があるとありがたい。
- ・水辺を守る会の要望で県が低水路工事を行ったとのことだが、なぜ市で要望しないで市民活動団体の要望で県が動いたのか。(表現の修正をすることとした。)

7 平成 28 年度審議会の意見のまとめ

- ・市として多様な生態系を守るよう努めてもらいたい。
- ・金銭的な支援以外にも、市民活動団体が専門的なアドバイスが受けられるような支援を行政が提供できるようになると良い。
- ・昨年の指摘を受けて、周知の方法に工夫が見られる。

整理番号（2）-ク③ （主管課：生涯学習課）

1 岩倉市自治基本条例の規定

第24条第1項	市は、市内の自然と伝統を後世に残すよう努めなければなりません。
---------	---------------------------------

2 現状と課題

<p>【現状】</p> <p>市指定文化財である三台の山車の保存と山車巡行の継承のため、岩倉市山車保存会と協働している。江戸時代からの伝統に基づく夏まつりでの巡行のほか、岩倉桜まつりに合わせて山車の巡行・展示を行うことでより多くの市民が山車文化に触れる機会を整えている。山車やからくり人形の修繕に補助金を交付することで山車文化の保護に努めている。</p>
<p>【課題】</p> <p>山車文化を継承する岩倉市山車保存会会員の高齢化や会員数減少が進んでおり、今後も山車巡行を実施していく上で岩倉市山車保存会の活性化が不可欠である。山車本体についても、巡行にともなう傷みなどにより大規模な修繕が必要となる時期が来ており、計画的な修繕の実施についてそれぞれの山車を管理する山車保存会との連携が重要となる。</p>

3 進捗状況

時 期	内 容
平成27年10月～	大上市場区山車の上層部復元修繕
平成27年10月～	中本町区山車のチリリ人形の修繕
平成28年4月	岩倉桜まつりに合わせて、山車の巡行及び展示を行った。
平成28年8月	地元の祭礼である岩倉市山車夏まつりの開催を支援した。

4 今後の見通し

時 期	内 容
平成28年10月～	大上市場区山車の兄弟唐子人形修繕
平成28年10月～	中本町区山車の車輪（帯鉄）修繕、那須与一人形修繕
平成28年12月～	ふるさといわくら応援寄附金の寄附対象事業として山車保全プロジェクトを追加し山車の保全に寄附を募る。
平成29年4月	岩倉桜まつりに合わせて、山車の巡行及び展示を行う。
平成29年8月	地元の祭礼である岩倉市山車夏まつりの開催を支援する。

5 平成27年度審議会の意見のまとめ

<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少・高齢化社会が進めば市民団体の維持にも工夫が必要になる。

6 平成28年度審議会が出た意見・論点

- ・岩倉市の山車はなぜユネスコの無形文化遺産に登録しなかったのか。犬山や津島にも負けていないと思う。

7 平成 28 年度審議会の意見のまとめ

- ・400 年の記念行事をきっかけにして、3 町で協力して山車文化の継承と保全のために、山車保存会自身で何が必要なのか考えていかないといけない。
- ・文化を自分たちの手で残すという情熱も大切であるが、市民活動団体が生き残るためには、積極的に門戸を開き担い手を広く募集することも大切である。

(3) 市民自治によるまちづくりに関する基本的事項に関すること。

【協働の取組状況シート（平成27年度）】

1 シートの作成に当たって

このシートは、第4次総合計画の構成を基準に、各担当課が実施する協働事業を一覧表とすることで、岩倉市の協働の取組状況の全貌を俯瞰することを目的に作成しています。

平成28年度から市民参加条例が施行されました。このシートの対象年度である平成27年度は施行前になりますが、同条例の規定に沿ったとりまとめをすることにより、今後の同条例の検証を円滑に行うことを念頭に置いています。

主な変更点として、昨年度追加した「協働事業の実績」に加え、新たに「協働の形態」、「協働事業の決算状況」、「協働の視点による担当課の評価」という3つの項目を追加しています。

2 シートの見方

第4次総合計画は、基本施策→単位施策→個別施策の順に構成されています。さらに、個別施策の下に担当課ごとに事業が実施されることとなります。このシートでは、その事業ごとに概要とその協働相手、協働の形態、事業の決算状況、事業の実績や実施状況、担当課の評価が一目で分かるようになっていきます。

【協働の形態】

- ・市民協働ルールブックにおいて5つの協働の種類に分類しています。

形態	主旨
1 事業委託	行政が責任をもって担うべき分野として考えられている領域において、市民や市民活動団体、地域団体などが有する専門性・柔軟性・機動性などの特性を活用して、より効果的な取組やより良い市民サービスの提供を進めるため、事業の実施を委ねるものです。
2 事業共催	市民や市民活動団体、地域団体、事業者、行政などが事業主体となって一つの事業を共同で実施する形態です。実行委員会も含まれます。
3 補助・助成	市民活動団体や地域団体などが行う自発的・主体的な事業のうち、公益性の高い事業に対して、その団体の成長と自立や事業推進を促すために、行政が事業費の一部を補助・助成するものです。

4 後援	市民や市民活動団体、地域団体などが公益性の高い自主事業を行う際に、行政が名義使用の許可を行う（「後援」という形で名前を連ねる）ことによって後ろ盾となり、集客や資金集めなどを円滑に行えるよう信用を付与するものです。
5 事業協力	行政と市民活動団体等が、同じ目的のもと役割分担を定めて協力関係を結ぶ協働の形態です。アダプトプログラム等が該当します。

【協働事業の決算状況】

- ①平成27年度に当該事業にかかった総事業費（委託料、事業に使用した消耗品、謝礼等の経費の合計）
- ②①の費用のうち、協働相手である団体等に支払った額（委託費、謝礼、補助金等）
- ③国や県等からの補助金

【協働の視点による担当課の評価】

- ①担当課による評価

◎	協働の形態の主旨に沿った形で事業が行われている。
○	改善点はあるが、協働の形態の主旨に沿った形で事業が行われている。
△	事業の方針を見直す必要がある。

- ②当該事業について協働の視点から見たときに、今後検討すべき事項

3 まとめ

協働に関する個別施策と事務事業は以下のとおりです。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
個別施策	93 施策	92 施策	93 施策
協働事業	105 事業	111 事業	112 事業

（平成26年度増加分は、前年から一部、事業を分割し集計したものを含む。）
（一部重複している事業があります。）

4 今後の協働の取組

協働の進捗を測るための指標のひとつとして、協働事業の一覧を作成することには意義があるため、このシートの作成を継続していきます。

また、協働の効果的な実施のため、協働の形態を分かりやすく、市民に説明していくことが必要です。さらに、市民の意見を参考にしながら、協働事業を支援していく方策を検討していく必要があります。

協働の取組状況シート(平成27年度)

章	節	基本施策	単位施策	個別施策	担当部署	協働事業				実績		協働の視点による担当課の評価
						事務事業名	概要	協働の相手	協働の形態	協働事業の決算状況 ①総事業費 ②協働相手へ支払額 ③補助金	実施日や参加者数など	
1 安心していきいきと暮らせるまち	1 健康	母子の健康づくり	(1) 妊娠出産に向けた支援	1 妊娠・子育てに関する知識の普及・啓発	健康課	子育て支援	民生委員児童委員が行う子育て支援活動への支援。(健康教育や育児相談)	民生委員児童委員	事業協力	①総事業費 0円	【民生委員児童委員】(下支会) 6/26・11/27・2/26 3回(46人)	◎地域において役割を分担した育児支援ができています。
				1 乳幼児健診とフォロー体制の充実		赤ちゃん訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で安心して子育てが出来るように、子育てに関する様々な不安や悩みを聞くとともに、子育て支援に関する情報提供を行う。	民生委員児童委員	事業協力	①総事業費 604,459円 ②支払額 74,000円	福祉課から照会があった事例に関して情報提供を実施 14件	◎地域において役割を分担した育児支援ができています。
				2 乳幼児の疾病や事故防止知識の普及・啓発		これから始める離乳食教室	市が企画する離乳食教室で、ボランティアによる絵本の読み聞かせを支援。図書館職員が利用券を交付。	子育てボランティア	事業協力	①総事業費 93,583円 ②支払額 0円	毎月1回(164人)	◎役割を分担した育児支援ができています。
				3 子どものこころと身体の健康づくりの推進		4か月児健康診査での子育て親育ちミニ講座	4か月児健康診査において、子育てネットワークが子育てのポイントについてミニ講座を実施し、子育て親育ちを支援。	子育てネットワーク	事業協力	①総事業費 1,257,743円 ②支払額 43,000円	毎月2回(448人)	◎役割を分担した育児支援ができています。
		2 成人の健康づくり	(2) 健康づくりのための環境づくり	1 健康づくり推進のための体制づくり	他機関連携による健康教育	健康いわくら21(第2次)計画を推進し、市民自ら健康づくりに取り組む事を支援するため、地域の関係団体・学校・企業等と連携し、健康教育を実施。	老人クラブ シルバー人材センター 65歳の集い実行委員会 商工会 いわくら福祉市民会議	事業協力	①総事業費 37,413円 ②支払額 0円	【老人クラブ】(連合会・単位クラブ1地区)7回(626人) 【民生委員児童委員】(下支会・団地支会)5回(130人) 【シルバー人材センター】1回(21人) 【65歳の集い実行委員会】1回(18人) 【商工会】3回(99人) 【いわくら福祉市民会議】5回32人 みんなの広場い〜わくん	◎連携する団体が増えている。さらに連携を広げていくことが課題。	
					健康マイレージ事業	市民が自ら健康づくりに継続的に取り組むことを推進するために、健康づくりや各種教室等でポイントを貯めると発行する優待カード「まいか」が使用できる協力店舗の登録促進を商工会と連携し実施。	岩倉市商工会	事業協力	①総事業費 0円 (H26・H27健康まっりの予算でシートの印刷等を行った。)	協力店舗数 18店舗 まいか発行数 108枚	◎事業協力が得られている。協働のための働きかけが課題。	
					保健推進員活動支援事業(活動費、会議、研修)	健康いわくら21(第2次)計画を推進し、市民が自ら健康づくりに取り組むことを支援するために、各行政区に設置された保健推進員が、地区毎に保健師と共に健康づくりに関する教室等を企画・実施している。活動費交付金を交付。	保健推進員 食生活改善推進員	事業協力	①総事業費 2,170,520円 ②活動費交付金 2,032,461円 (報酬なし)	【会議】3回(263人) 【研修】6回(117人) 【地区活動】426回(8,919人)(内訳) 【栄養教室】12回(208人) 【健康教室】66回(1,620人) 【施設見学】2回(46人) 【歩け歩け運動】208回(4,584人) 【健康体操等】138回(2,461人) 【活動費交付金】2,032,461円	◎地区ごとに健康づくりが取り組まれている。保健推進員の意識を高めていくことが課題。	
				食生活改善推進員活動支援事業(会議、学習会)	健康いわくら21(第2次)計画の食生活改善を推進するため、次の形態で活動している。1市の保健事業に協力2保健推進員地区活動での普及3自主グループ活動の支援4栄養教室の開催(自主活動)5学校・老人クラブへの活動協力。		事業協力	①総事業費 216,524円 ②支払額 0円	【会議】3回(67人) 【研修】11回(234人)(活動) 【事業協力】13回(1,328人) 【保健推進員地区活動講師】8回(233人) 【自主グループ活動支援】8回(145人) 【栄養教室】7回(104人) 【他団体への活動協力】4回(40人) 【食生活改善推進員養成講座】6回(31人)	◎各種団体等へ支援の活動を広げている。食生活改善推進員の養成が課題。		

1 安心していきと暮らせるまち	2 市民福祉	1 高齢者福祉・介護保険	(1) 健康・生きがいのづくりの推進	3 老人クラブなど団体の育成・支援	長寿介護課	老人クラブ補助金	老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主組織で、自らの生活を豊かにする楽しい活動や地域を豊かにする社会活動に取り組んでいる。岩倉市老人クラブ連合会への補助金により、介護予防事業・健康づくり事業として健康づくり勉強会、文化部活動、運動会等のイベントの開催、地域貢献として公園清掃活動等を行い、高齢者の健康づくり、生きがいのづくり、仲間づくりに寄与した。	岩倉市老人クラブ連合会	助成・補助	①総事業費 31,149,296円 ②支払額 4,235,296円 ③県補助 1,093,000円	・介護予防事業 ・健康づくり事業 ・文化部活動、運動会等 ・地域貢献活動等	◎ 高齢者の目線で地域活動やイベントの開催を行っている。会員が年々減っているのが課題。
			(2) 高齢者が安心して生活できる環境づくり	1 高齢者や認知症に対する理解促進・敬愛意識の高揚		高齢者地域見守り事業	小学校や高校、一般市民などに対し認知症サポーター養成講座の実施、認知症に関する講演会や映画上映会などを企画している。認知症ケアアドバイザー会の活動を支援し、認知症の人と家族を支える新しい心のよりどころとして、認知症カフェを立ち上げた。なお、認知症に対する正しい知識、偏見をなくすための周知啓発活動や講演会を実施した。	いわくら認知症ケアアドバイザー会	事業協力	①総事業費 343,569円 ②支払額 0円	【認知症サポーター養成講座】15回(受講者572人) 【認知症講演会】12月(受講者34人)	◎ ボランティア団体として、市民目線に立った認知症に関する啓発活動を行っている。
			(4) 介護保険事業の充実	3 介護保険制度の周知と相談体制の充実		包括的支援事業・委託事業	介護保険のサービスや権利擁護など的高齢者への総合的な相談窓口として、岩倉市社会福祉協議会へ地域包括支援センターの事業運営を委託し、相談体制の充実に努めている。	岩倉市社会福祉協議会	事業委託	【介護特別会計】 ①総事業費 34,476,000円 ②支払額 32,353,780円 ③国補助 12,617,974円 県補助 6,308,987円	●相談件数 【一般相談】811件 【ケアマネジャー相談】30件 【権利擁護相談】17件 【保健福祉相談】448件 ●会議出席件数 【地域包括支援センター連絡調整会議】12回 【地域ケア会議】2回 【小地域ケアネットワーク会議】15回 【高齢者虐待コアケース会議】6回 【居宅介護支援事業者連絡会議】6回 【介護者のつどい】11回 【他団体・地区など会議や研修参加】153回	◎ 高齢者の総合相談窓口として、問題なく業務を遂行している。
	2 子育て・子育て支援	1 子どもに関する行動計画の推進	2 児童家庭課	(3) 子どもが健やかに育つ環境づくり	1 子どもに関する行動計画の推進	にこにこシティいわくら	子ども行動計画に基づき、子どもの実行委員を募集し、会議を行い、子どもが主体となって子どものまちを企画運営する。その企画運営を子どもの関係団体や個人ボランティアが子どもたちをサポートする。 〈にこにこシティいわくら〉 子どもたちが主体となって運営する子どものまち。市民登録をして市民になり、ハローワークで仕事を探し、お店などで働き、銀行で給料をもらい、そのお金で物を買ったり、遊んだりする、社会生活ができる。お金は、にこにこシティだけで使える通貨、スマイル。	母親クラブ 子ども会 岩倉ボランティアサークル 個人ボランティア	事業協力	①総事業費(児童館総務費・児童館運営事業費)消耗品費 ②支払額 0円	11/29(190名)	○ これ以上の日程・場所・実施方法等を考えると、現在の状況だと難しいので、事業協力を願える協力者の開拓が必要。
				中高生世代の居場所づくり事業	子ども行動計画に基づき、地域交流センターや児童館などを中心に中高生世代の居場所づくりを推進する。事業の実施にあたっては、岩倉総合高校と連携し、生徒が主体となって話し合いを行い、生徒が企画する内容を実施する。平成26年度は、美術部生徒が企画した「描いてわくわく」を開催し、参加する小学生を指導し、共に活動し、小学生と交流した。	愛知県立岩倉総合高等学校	事業共催	①総事業費(児童館総務費・児童館運営事業費)消耗品費 ②支払額 0円	10/25(小学生30名、高校生32名、高校教諭2名)	◎ 岩倉総合高校美術部との関係ができていて、事業内容のつながりで、名古屋芸術大とのつながり等もできかけている。		

1 安心していきと暮らせるまち	2 市民福祉	2 子育て・子育て支援	(3) 子どもが健やかに育つ環境づくり	2 子どもを育む活動の支援体制づくり	子ども会育成事業	子どもの健全育成、地域での児童集団の育成を目的に「子ども会」が結成されて以来、単位子ども会・校区会・岩倉市子ども会連絡協議会の事業が円滑に運営されるよう事務局としてサポートしている。	岩倉市子ども会連絡協議会	助成・補助	①総事業費 1,653,000円 ②負担金補助及び交付金・子ども会連絡協議会助成金 1,653,000円	・リーダー養成講習 ・各種行事 ・役員研修等	◎ 公益性も高く自主運営がきちんとされている市民活動団体で、子育て支援事業に貢献されている。	
				3 児童館活動・施設の充実	岩倉探検隊	まち探検を行い、岩倉市の歴史や町について学ぶ。いわくら塾の協力を得て岩倉市の歴史や町について理解を深める。	いわくら塾	事業協力	①総事業費（児童館総務費・児童館運営事業費）消耗品費 ②支払額 0円	5/30(小学生38名、大人12名)	○ 関係団体の高齢化などで、継続が難しくなっているのので、今後の事業協力者の開拓が必要。同じような趣旨で、行われている事業があるので、一緒に開催ができないか他課との調整も必要。	
					児童館運営事業	下記の行事を各団体と協働して実施している。 ・しめ縄づくり（正月飾り）は、ボランティアの協力で稲わらの調達や当日の指導などをお願いしている。 ・百人一首大会は、百人一首の読み手のボランティアの協力がある。 ・おこしものづくりは、ひなまつりに供える和菓子づくりを指導し、郷土の風習を伝えている。 ・平和を考える会は、語り部の会の方に当時の話をしていただき、平和の大切さを伝えている。	母親クラブ 子ども会 岩倉ボランティアサークル 個人ボランティア いわくら塾 語り部の会 民生委員 老人会	事業協力	①総事業費（児童館総務費・児童館運営事業費）消耗品費 ②支払額 0円	【しめ縄づくり】12/6(幼児5名、小学生20名、大人15名) 【百人一首大会】1/10(小学生60名) 【おこしものづくり】2/28(小学生36名、大人1名) 【平和を考える会】(小学生52名)	○ 関係団体の高齢化などで、継続が難しい団体もでてきているのので、今後の事業協力者の開拓が必要。	
				(4) 家庭への支援	2 児童虐待の未然防止・早期発見	赤ちゃん訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で安心して子育てができるように、子育てに関する様々な不安や悩みを聴くとともに、子育て支援に関する情報提供を行う。	民生委員児童委員	事業協力	②赤ちゃん訪問員謝礼 74,000円	家庭訪問数430件	◎ 地域の民生委員児童委員の訪問によることで、子育てに関する不安を軽減することや子育てに関する必要な情報を提供することができ、地域間のつながりを推進することができた。
						(2) 障害者の社会参加促進	2 スポーツ・文化活動等への参加促進	障害者社会参加周知事務	スポーツに親しめる機会を拡大するため、社会福祉協議会が主催する障害者スポーツ教室の協力、PRのほか、愛知県障害者スポーツ大会などへの参加を支援する。	岩倉市社会福祉協議会	補助・助成	②社会福祉協議会への助成金を含む
				3 障害者(児)福祉	(3) 障害者に対する理解促進とボランティア活動の充実	2 地域での障害者に対する理解促進	市行事手話通訳、要約筆記設置事務	市民ボランティアの協力のもと、市が行う主な行事に手話通訳、要約筆記を設置している。	手話サークル こいのぼり 要約筆記サークルさくら	事業委託	②手話通訳謝礼 54,450円 ②要約筆記謝礼 40,000円	●手話通訳 【桜まつりセレモニー】4/4(70,000人) 【夏祭り市民盆踊り】8/21(6,000人) 【市民参加条例シンポジウム】8/23(92人) 【ふれ愛まつりオープニングセレモニー】11/7(11,000人) 【健康フェア講演会】11/7(350人) 【スポーツ講演会】11/29(459人) 【市制記念式典】12/1(75人) 【成人の集い式典】1/10(367人) 【市民健康マラソン】3/6(1,434人) ●要約筆記 【敬老会】9/19(546人) 【市民参加条例シンポジウム、健康フェア講演会、市制記念式典】

1 安心していきと暮らせるまち	2 市民福祉	4 地域福祉	(2) 市民の福祉意識の醸成	1 地域福祉意識の醸成		地域福祉計画推進事業	計画推進の主体である、いわくら福祉市民会議のメンバー（市民ボランティア）が行政や社会福祉協議会とともに、地域との繋がりを深め、支えあいのネットワークづくりを推進するなど、地域福祉意識の醸成を図っていく。	いわくら福祉市民会議 岩倉市社会福祉協議会	事業委託	②地域福祉推進活動委託料 112,344円	【定例会】月1回 【自転車マナー啓発事業】 9月、12月、2月(委員10人により実施) 【史跡めぐり健康ウォーキング】 4月、5月、9月、10月、11月(参加者106人) 【公園で遊ぼう】10月、3月(参加者各40人) 【あいさつ運動】 5月、8月、10月、1月(委員10人により実施) 【みんなの広場い〜わくん】 月2回(委員10人により実施)	○市民ボランティアであるいわくら市民会議が中心となって活動を行っているが、分野が多岐にわたっており、方向性がみづらいという課題が見えてきている。	
				2 福祉教育の充実		長寿介護課	高齢者地域見守り事業(再掲)	認知症の理解を深めるため、小学生や高校などで認知症サポーター養成講座を実施している。	いわくら認知症ケアアドバイザー会	事業共催	①総事業費 343,569円 ②支払額 0円	【認知症サポーター養成講座】15回(受講者572人) 【認知症講演会】12月(受講者34人)	◎ボランティア団体として、市民目線に立った認知症に関する啓発活動を行っている。
2 自然と調和した安全でうらおいのあるまち	1 水辺環境の整備・活用	—	(1) 五条川の保全・整備	—	環境保全課	五条川自然再生整備等基本計画	五条川の自然環境の保全や整備について、第2次計画が平成22年度で終了したため、平成24年度からの2か年をかけ策定作業を行い、平成26年3月に第3次五条川自然再生整備等基本計画を策定した。施策の一つである「河床地形の変化の創出、水際植生の回復」を推し進めるため、岩倉の水辺を守る会、一宮建設事務所と協議を重ね、県事業にて五条川平成橋から上流区間において低水路の整備を行った。(2期工事)	岩倉の水辺を守る会 一宮建設事務所	事業共催	県事業のため岩倉市負担なし。	平成28年1月～3月 五条川平成橋から上流区間において低水路の整備を行った。(2期工事)	◎特になし。	
				(2) 市下川や矢戸川における水辺環境の保全・活用		—	矢戸川清掃	岩倉団地自治会が中心となり、市民や市民団体と矢戸川の環境美化活動に取り組み、居住環境や都市環境美化に対する市民意識の高揚を図る。	岩倉団地自治会(区民、ゆうわ会) 岩倉の水辺を守る会 南部中学校ボランティア	事業協力	①総事業費 0円	11/1に実施。岩倉団地自治会が主催する矢戸川の清掃活動に参加し、240kgのごみを回収した。	◎特になし。
				(3) 水辺環境のネットワーク化		1 水と緑のネットワーク化	五条川水生生物調査	岩倉ナチュラルリストクラブに講師を依頼し、五条川小学校の5年生を対象として水生生物調査を行っている。	五条川小学校 岩倉ナチュラルリストクラブ	事業共催	①総事業費 0円	5/8(児童57名)	◎特になし。
						2 水辺の生物多様性の保全	五条川自然再生整備等基本計画	五条川の自然環境の保全や整備について、第2次計画が平成22年度で終了したため、平成24年度からの2か年をかけ策定作業を行い、平成26年3月に第3次五条川自然再生整備等基本計画を策定した。施策の一つである「在来種の保護・育成と外来種の対策の推進」を推し進めるため、岩倉の水辺を守る会と協働で五条川のカメの生息調査を行った。	岩倉の水辺を守る会	事業共催	①総事業費 0円	11/1、3に五条川下流域でカメの生息調査を行った。捕獲した50個体のうち、44個体が外来種であるミシシippアカミミガメであり、駆除を行った。	○定期的な生き物調査の実施及び在来種の保護・育成。
				(4) 市民活動への支援と広域的な連携		1 環境ボランティア・市民活動団体の育成・支援	五条川親水事業	岩倉の水辺を守る会に委託して、水辺まつりや竹林公園体験教室などのイベントを通じ、次代を担う子どもたちに、ふるさとの自然のすばらしさや川との付き合い方などを楽しく学んでもらうとともに、市民に対する意識啓発を図る。	岩倉の水辺を守る会	事業委託	①総事業費 1,219,694円 ②支払額 1,000,000円	【竹林公園体験教室】5/31(50名) 【水辺まつり】8/2(700名) 【親子魚釣り教室】10/25(200名)	◎特になし。
						2 水辺環境教育の充実	五条川水生生物調査(再掲)	岩倉ナチュラルリストクラブに講師を依頼し、五条川小学校の5年生を対象として水生生物調査を行っている。	五条川小学校 岩倉ナチュラルリストクラブ			(再掲)	
				クリーンアップ五条川		岩倉の水辺を守る会が主体となり、五条川の待合橋から井上橋までの両岸と川底を清掃することを通じて、市民に対する意識啓発を図る。	市民、市民団体 行政区、企業	事業共催	①総事業費 0円	3/12(800名)	◎特になし。		

2 自然と調和した安全 でうのおいのあるまち	2 公園・緑地	—	(2) 公園・緑地の維持・管理	1 市民参加による公園の維持・管理	都市整備課	公園施設管理事業	都市公園(3公園)の清掃(園内、トイレ)について地元区へ委託している。実施にあたっての資材等は、市が提供し、実質の清掃等維持管理作業について地元区にお願いをしている。また、アダプトプログラムによる清掃が7公園で実施されている。	石仏町区 下本町区 東町区 アダプト登録団体(10団体) アダプト登録外(1団体)	事業協力	①総事業費 7,616,052円 ②委託費 6,744,781円	アダプトプログラム参加人数 1,649人(登録実施人数)	○ 利用する側の目線で細かい点も清掃する意識を持ってもらえるよう指導していくことが必要。
			(3) 緑の保全・育成	2 公共施設の緑化推進		花のあるまちづくり事業	市が実施する岩倉駅東西に四季折々の草花を植付ける「花のあるまちづくり事業」や東町地内の五条川護岸に「緑化ウォール事業」として草花を植付けているが、市民ボランティア団体の「ふれあい花の会」により植付けや維持管理をお願いしている。	ふれあい花の会	事業委託	【フラワーバンク】 ①総事業費43,099円 ②支払額0円 【花のあるまちづくり】 ①総事業費 1,401,598円 ②委託費1,400,000円 【緑化ウォール】 ①総事業費409,986円 ②委託費390,000円	【フラワーバンク】 花苗配布5/21、10/29(各日196株) 【花のあるまちづくり】 駅東西3,679株 【緑化ウォール】 五条川護岸2,500株	◎ 市と協働して市民目線で花の植え付けや維持管理事業を行っている。
				3 住宅地の緑化促進		苗木配布事業	花いっぱいのもちづくりを推進するために、市内13か所の公共施設に年2回花苗を配布しており、植付けや維持管理を市民で構成する13のグループに実施していただいている。	ふれあい花の会始め13グループ		①総事業費(花苗代等合計) 212,004円 ②支払額 0円	花苗配布 5/28、1,000株 花苗配布 10/22 900株	◎ 市と協働してまちづくりを推進している。
	3 環境保全	1 総合的な環境政策の推進	(1) 総合的な環境政策の推進	1 環境対策指針等の策定	環境保全課	環境基本計画	第4次岩倉市総合計画の基本目標の一つである「自然と調和した安全でうのおいのあるまち」の実現を目指して、岩倉市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する目標や計画を定めて、長期的、総合的な取組の方向を示すものとして、平成25年3月に岩倉市環境基本計画を策定した。この環境基本計画の進捗状況等を環境審議会で報告し、意見をもらっている。	環境審議会	事業共催	①総事業費 80,000円 ②委員報酬 80,000円	【環境審議会】(環境基本計画の実績報告を審議した会) 6/4(委員9名出席)、10/5(委員9名出席)	◎ 特になし。
			(2) 地球温暖化防止の推進	1 環境保全率先行動の推進		C02削減ライトダウンキャンペーン	環境省が平成15年度から実施している「C02削減ライトダウンキャンペーン」は、地球温暖化防止のためライトアップ施設や家庭の電気の消灯を呼びかけるもので、本市においてもその趣旨に賛同し市民参加型イベントとしてサンドプラスト工芸教室及びキャンドルキャンペーンを実施し、地球温暖化防止について広く周知している。運営については市民参加の実行委員会方式にて行っている。	C02削減ライトダウンキャンペーン実行委員会	事業共催	①事業費(消耗品費) 23,412円 ②支払額 0円	6/20(259名)	◎ 特になし。
				2 屋上緑化・壁面緑化の推進		緑のカーテン事業	夏のエアコン等の使用電力の抑制や環境学習としての効果を図るため、ツル性の植物(ゴーヤ)を、窓を覆うように繁茂させ遮光や断熱の効果を持たせる「緑のカーテン」として、市役所や保育園等、市の公共施設にて実施している。また、緑のカーテンを広く展開していくことを目的に、「緑のカーテンコンテスト」を実施(コンテスト参加者を広げることを目的にゴーヤ苗400苗を無料配布(コンテストに参加することが条件)もしている。)しており、最優秀賞については、環境フェア会場にて表彰式を実施している。	市民、岩倉市婦人会	事業共催	①事業費(消耗品費) 190,359円 ②支払額 0円	【公共施設苗植付け】 5/14、15(延べ17名) 【ゴーヤ無料配布】 5/16(配布者:47名) 【緑のカーテンコンテスト】 表彰式11/8 応募者:23名(うち1名最優秀賞、5名優秀賞)	◎ 特になし。

自然と調和した安全 でうる おいの あるまち	3 環境保全	1 総合的な環境政策の推進	(3) 生物多様性の保全	1 身近な生物多様性の保全	自然生態園施設管理事業	岩倉ナチュラリストクラブに協力をいただき、観察会、どろんこ遊び等のイベントを行い、親子で自然と触れ合う貴重な機会の提供に努めている。	岩倉ナチュラリストクラブ	事業共催	①総事業費（消耗品費） 11,232円	【ザリガニ釣り大会】雨天のため中止 【夜の観察会】7/25(39名) 【蚊帳で遊ぼう&夜の観察会】8/9(53名) 【標本づくり体験教室】8/22(9名) 【カエルとふれあおう】9/5(24名) 【20周年記念講演会】9/19(15名) 【とんぼ池であそぼう】10/18(67名)	○ イベントの見直しなど			
				2 環境学習の推進										
				3 市民や事業者との協働関係の強化								環境フェア	市民団体・事業者・市の環境に関する取組の公表の場であり、それにより環境啓発を図り、循環型社会構築を目指す。	市民環境フェア実行委員会
		2 廃棄物・リサイクル	(1) ごみの減量化・資源化	1 3Rの推進と情報発信	環境保全課	分別収集、古紙と古着の日	家庭から排出される資源物（古紙・古着類）等を、行政区の協力のもと分別収集集積場にて収集し、市により適正な処理を行う。	市民行政区	助成・補助	①総事業費 925,200円 ②地元協力金 925,200円	毎月7回、各地区ごとに決められた場所 で実施。1,022tの資源を回収した。	◎ 特になし。		
				4 生ごみ等堆肥化の推進		フラワーリサイクル事業	市民モニターによる生ごみのぼかしあえを稲荷ハウスにて堆肥化し、それにより花苗づくりを行う。できた花苗を市民モニターに譲渡する。	市民モニターわくわく会 岩倉のごみを考える会		事業協力	①事業費（消耗品費） 2,160円 ②支払額 0円	毎月第4金曜日に実施。50名程度の市民モニターが生ごみを持ち寄り堆肥化を行った。	◎ 特になし。	
				5 市民団体との連携・支援		環境フェア（再掲）	市民団体・事業者・市の環境に関する取組の公表の場であり、それにより環境啓発を図り、循環型社会構築を目指す。	市民環境フェア実行委員会					（再掲）	
						クリーンチェックいわくら	地域の環境美化活動を行い、ごみの減量化と資源化の啓発を図る。	市民、市民団体、行政区環境フェア実行委員会		事業共催	①事業費（消耗品費） 124,934円 ②支払額 0円	10/13～11/20 179団体（延べ7,753人） 市内一斉実施日：10/24 ごみや資源の回収量7,010kg	◎ 特になし。	
						アダプトプログラム事業	身近な公園、道路等の公共施設の美化、清掃について、市民や事業者等が里親となってボランティアで管理するアダプトプログラム（里親制度）を実施し、居住環境及び都市環境美化に対する市民意識の高揚を図る。	登録団体（市民・事業者）		事業協力	①事業費（消耗品費） 177,620円 ②支払額 0円	【アダプトプログラムの日】 5/30(参加者：64名) 【アダプトプログラム登録団体・人数】 (44団体・2,304人)	◎ 特になし。	
		3 生活環境の向上	(2) 生活環境の保全	1 市民参加による環境美化	クリーンチェックいわくら（再掲）	地域の環境美化活動を行い、ごみの減量化と資源化の啓発を図る。	市民、市民団体、行政区環境フェア実行委員会				（再掲）			
					4 防災・防犯	1 防災・浸水対策	(2) 地域の防災力の強化	1 防災意識の高揚	自主防災会訓練支援	自主防災会の地域合同防災訓練で、地域住民主体の自主的な防災訓練に市職員も参加し、連携して危機管理体制を充実させている。	自主防災会	①総事業額 168,259円 ②0円	【地域合同防災訓練】 ・南小学校区5/17(259名) ・北小学校区9/12(296名) ・五条川小学校区11/26(321名)	◎ 自主防災会がより主体的となって事業を進めていく必要がある。
	2 自主防災組織の充実	防災対策用備品等整備補助事業	災害時に地域住民の安全を確保するため、必要とする備品の購入を補助金として交付している。	助成・補助				①総事業費 795,000円 ②補助金 795,000円	【防災対策用備品等整備費補助金】 17区28件（計795,000円）	◎ 補助申請数が自主防災会によって差があるため、地域防災力の格差是正が課題。				
	4 防災・防犯	3 防犯・交通安全	(1) 地域防犯体制の強化	1 地域コミュニティ意識の向上	危機管理課	防犯推進事業	【犯罪撲滅啓発活動】 年2回、防犯ネットワーク会議の構成員を中心に街頭での啓発活動を実施する。 また、年末に、青色防犯パトロール出発式と江南警察署が実施する年末特別警戒と併せて開催する。 【青色回転灯防犯パトロール講習会】 江南警察署が実施する講習会への参加に対する支援を行う。	防犯ネットワーク会議 地域安全パトロール隊 (市、行政区、学校、警察、各種団体、事業者)	事業共催	①啓発物品等 ②0円	【犯罪撲滅街頭啓発活動】 8/6(約100名)、12/8(約150名) 【青色回転灯防犯パトロール講習会】 7/22(38名)、11/24(1名) 1/21(21名)	◎ 防犯関係団体と協力しながら活動を実施している。 新規団体の加入や、団体内の世代交代などの活性化が必要。		
							2 地域の自主防犯活動の育成・強化	【防犯設備等整備費補助金】 防犯のための設備、防犯活動に使用する備品等の購入に対し補助金を交付する。	地域安全パトロール隊 (市、行政区、学校、警察、各種団体、事業者)	補助・助成	①総事業費 13,000円 ②補助金 13,000円	1区より1件の申請有。 計13,000円	○ 防犯団体の要望に併せた運用を行っている。 利用件数等が少ないため、利用を呼びかける必要がある。	

自然と調和した安全でうらおいのあるまち	4 防災・防犯	3 防犯・交通安全	(3) 交通安全意識の高揚	1 交通安全教育・交通安全啓発事業の充実	危機管理課	交通安全事業	【交通安全推進協議会】 交通安全街頭指導を実施するとともに、交通事故防止に関する情報提供を行う。	交通安全推進協議会	事業共催	①啓発物品等 ②0円	【街頭指導】毎月1回と各季の運動期間中に1回実施(委員数:106名) 【交通安全宣言セレモニー】開催10/4	◎交通安全関係団体と協力しながら実施している。
				2 交通ボランティア等の自主活動の育成・支援			【五条川小学校交通少年団】 五条川小学校の児童で構成する交通少年団の活動を支援する。 【交通安全母の会】 市内の幼稚園の保護者で構成する母の会の活動を支援する。	五条川小学校児童及び保護者 市内幼稚園園児の保護者	事業共催	①啓発物品等 ②支払額0円	【五条川交通少年団】(団員25名、代表世話人1名、世話人5名)年3回、交通安全活動を実施 【交通安全母の会】(会員50名) ・街頭啓発活動11/25(会員40名) ・各幼稚園で交通安全教室(各幼稚園の会員)	◎関係団体と協力しながら事業を実施している。
豊かな心を育み人が輝くまち	1 生涯学習の推進	1 生涯学習	(1) 生涯学習の充実	2 市民ニーズに応じた生涯学習の充実	生涯学習課	シニア大学	60歳以上を対象とする生涯学習講座で教養学部・健康学部・社会学部の3学部からなる。市民からなる委員が企画をする。	シニア大学企画委員	事業委託	①生涯学習センター指定管理料から講師謝礼 ②0円	年間を通して教養・健康・社会学部と3学部合同開催。30回(延べ1460人)	○毎回多くの申込があるが、受講者を決める抽選方法を検討する必要がある。
			(2) 生涯学習推進体制の充実	1 生涯学習推進体制の充実		生涯学習センター運営協議会	指定管理者が行うセンターの管理及び運営に関すること及び生涯学習に係る施策の調査、研究及び企画に関するほか、教育委員会が必要と認めることについて、設置目的に沿った公平かつ適正な管理及び運営が確保されるよう協議を行っている。	生涯学習センター運営協議会	その他	①総事業費40,093,000円(指定管理料) ②指定管理料を含む	【会議】2/6(委員7名)	◎生涯学習センター利用者の声と指定管理者(現場)の声をくみ取り、的確な管理運営ができるよう実施している。
			(3) 自主的な生涯学習のサポート体制の充実	2 生涯学習を支える地域人材の充実と活用		学びの郷	「自分が得意なことを教えたい」という熱意のある市民講師が「教える生きがい」を感じ、多彩で豊かなバラエティーに富んだ講座を自ら企画・運営し、市民へ「学ぶ」喜びを提供する。	市民講師	事業委託	①総事業費40,093,000円(指定管理料) ②受講料から講師謝礼を支払い	【前期・後期11講座】46回(延べ535人)	◎事業としては順調に進んでいる。今後、講座数を増やしていく。
		2 市民文化活動	(1) 文化・芸術活動の支援	2 文化・芸術活動の発表機会の充実		市民音楽祭委託事業	音楽祭は岩倉市文化協会への委託により開催。岩倉市文化協会(岩倉市音楽連盟)及び参加団体により事業運営をしている。	岩倉市文化協会 音楽祭出演団体	事業委託	①総事業費246,453円 ②支払額185,973円	【市民音楽祭】11/1、来場者数822人(うち出演団体16団体、出演者数281人)	◎20年近く文化協会に委託をしており、長年のノウハウが生かされた事業となっている。来場者数がより増加するよう、企画の検討を重ねていきたい。
				(2) 文化・芸術にふれる機会の充実		—	岩倉市民文化祭茶接待	文化祭では、市民からなる岩倉市美術展審査委員会や出品者の協力を得て開催。茶接待は岩倉市文化協会への委託により開催している。	美術展審査委員 岩倉市文化協会 市民	事業協力	①総事業費3,853,461円 ②支払額393,566円	【文化祭】10/31~11/3(出品者数3,474人、来場者数7,892人) 【茶接待】10/31来場者数287人 11/1来場者数379人
			(2) 文化・芸術にふれる機会の充実	—		音楽応援団	ロビーコンサートやポップスコンサートの当日の運営(プログラム配布、チケットもぎり、陰アナなど)に協力していただいている。	市民	事業協力	①総事業費3,338,000円 ②支払額0円	【音楽応援団】2名 【ロビーコンサート】10回(延べ827人) 【ポップスコンサート】358人	◎引き続き、市民目線からの意見をいただきながら協力を引き続きお願いしたい。

3 豊かな心を育み人が輝くまち	1 生涯学習の推進	3 文化財の保護・継承	(2) 文化財保護の担い手づくり	3 地域学習の推進	生涯学習課	民俗資料等企画展委託	市民有志による民具研究会への委託により、図書館3階の民具の整理と郷土資料室の展示及び企画展の開催を行う。	民具研究会	事業委託	①総事業費 299,033円 ②支払額 299,033円	【企画展】「暮らしの食文化展」3/6～15 来場者234人	○整理と郷土資料室の展示については、実施できたが、山内一豊に関するパネル展を開催したため、企画展は開催できなかった。
						民俗資料等企画展委託	市民有志による民具研究会への委託により、山内一豊没後410年記念事業として、山内一豊に関するパネル展と講演会を開催する。	民具研究会	事業委託	①総事業費 145,252円 ②支払額 145,252円	【パネル展】来場者数 401人 【講演会】来場者数 107人	◎長浜城歴史博物館館長太田浩司氏を招き、定員100人に対して107人の来場者があった。同時にパネル展も約2週間行い、計401人もの来場者があった。
						文化財講座事業	学校の校外学習で史跡公園や郷土資料室を見学の際に、展示解説を行う。市民団体主催の郷土史の公開講演会の後援を行う。	民具研究会 いわくら塾 郷土研究会	事業協力 後援	①総事業費 0円	【いわくら探訪】岩倉中学校6/10	◎見学者の立場になつて的確な展示等の解説を行っていただいている。
		(3) 山車巡行の継承と情報発信	—	市指定文化財保護事業 (岩倉桜まつり協賛、山車巡行・からくり実演)		「岩倉桜まつり」の協賛事業として、3両の山車が岩倉街道を巡行するとともに、桜満開の五条川の橋の上でからくりの実演を行い、春の訪れを祝うとともに、多くの人々の目と心を楽しませる岩倉の春の風物詩とする。	岩倉市山車保存会	事業委託	①総事業費 1,613,946円 ②支払額 1,613,946円	【山車巡行、山車展示】4/5 来場者数約1,000人	◎400年祭の開催に向けて岩倉市山車保存会と協議を重ねていき、成功させたい。	
		4 図書館	(1) 図書館サービスの充実	1 図書館資料の充実		図書の点訳	目の不自由な人のため、点字図書を作成する。	岩倉点字くすのきの会	事業協力	①総事業費 0円	第2、4金曜日(活動者16名) 蔵書158タイトル	○障害者の方も利用できる図書資料の充実が図られている。
						図書の音訳	目の不自由な人のため、録音図書を作成する。	岩倉市音訳の会あめんぼ	事業協力	①総事業費 0円	随時(活動者13名) 蔵書244タイトル	○障害者の方も利用できる図書資料の充実が図られている。
						おはなし会	子どもに対する読み聞かせ等。	おはなし会	事業協力	①総事業費 0円	毎週土曜日、毎月第1,2,3水曜日、毎月第3火曜日(活動者13名、来場者計1,431名)	○子ども読書活動を推進しており、効果として児童書の貸出しが増加している。
						ブックスタート	乳児と絵本との出会いを支援し、良書の紹介をする。	ブックスタート	事業協力	①総事業費 0円	毎月第1土曜日(図書館)、これからはじめる離乳食教室後(保健センター) (活動者5名、来場者計433名)	○子ども読書活動の推進の基幹となっている事業で、赤ちゃんを持ったお母さんに様々な本を紹介し、読み聞かせの大切さを知らせている。
						人形劇フェスティバル	人形劇フェスティバル開催の業務を委託している。	岩倉市図書館人形劇上演実行委員会	事業委託	①総事業費 320,000円 ②委託費 320,000円	9/12(活動者14名、来場者延べ約750名)	◎毎年多くの来場者があり、多くの子どもたちが楽しく人形劇を鑑賞している。

3	豊かな心を育み人が輝くまち	1	生涯学習の推進	生涯学習課	4	図書館	(1) 図書館サービスの充実	1	図書館資料の充実	大型紙芝居作成	大型紙芝居の作成業務を委託している。	岩倉市図書館 大型紙芝居等 作成実行委員会	事業委託	①総事業費 66,000円 ②委託費 66,000円	随時(木、金中心)(活動者14名) 蔵書45点(中型紙芝居含)	◎ 大型紙芝居の上演を行うと子どもたちや大人もとてもよ喜んでくれる。今後も大型紙芝居タイトルを増やしていく。保管について検討する必要がある。
					4	図書館	(1) 図書館サービスの充実	1	図書館資料の充実	岩倉図書ボランティアネットワーク事務	図書館、学校、みどりの家等の読み聞かせ活動団体をネットワーク化し、情報交換や勉強会を行っている。	岩倉図書ボランティアネットワーク	事業協力	①総事業費 0円	7/11、12/5、2/27(91名)	○ 学校や図書館での読み聞かせに参加している方々が集まり、読み聞かせの内容について研究会するなど連携できていると思われ、今後もそういった活動を支援をしていく。
					4	図書館	(1) 図書館サービスの充実	1	図書館資料の充実	ストーリーテリング	絵本や紙芝居を使わずお話を語る「ストーリーテリング」の実施。	岩倉語りの会	事業協力	①総事業費 0円	【活動・勉強会】月1回(11名) 【図書館】8/29、2/11 【学校、児童館、福祉施設】計14回	○ ストーリーテリングのおはなし会は参加も多く好評である。年に2回と数が少ないので今後回数を増やしていくことを目指している。
					5	青少年健全育成・家庭教育	(1) 青少年の社会参加の促進	1	青少年の社会参加活動機会の創出	成人式事業	新成人によって構成される実行委員会により、新成人のつどいの企画・運営を行う。	新成人のつどい実行委員会	事業委託	①総事業費 855,644円 ②支払額 393,583円	新成人の実行委員(15人、参加者数367人)	◎ 毎年実行委員のカラーが違っており、それが企画・運営に顕著に表れていてイベント内容が充実している。
					6	スポーツ	(1) スポーツの普及と振興	—	スポーツ振興事業	岩倉市体育協会に委託し、スポーツ大会・教室を開催する。	岩倉市体育協会	事業委託	①総事業費 7,565,000円 ②支払額 7,294,202円	10大会1教室1講演会(参加者4,690人)	○ 一部の大会において参加者数が減少傾向にあり対策を検討していく必要がある。	
									地域スポーツ交流事業	岩倉スポーツクラブに委託し、だれでも気軽にできるニュースポーツ大会を開催する。	岩倉スポーツクラブ	事業委託	①総事業費 700,000円 ②支払額 699,254円	5大会(236人)	○ 大会の参加者数において一定の実績があるが、参加者の固定化と母体である岩倉スポーツクラブの正会員の増加が課題となっている。	
									スポーツ指導者養成事業	初心者を取り組みやすいニュースポーツの指導者や、スポーツ少年団の指導者の質を高めるために補助事業を行っている。	岩倉市体育協会	助成・補助	①総事業費 100,000円 ②支払額 49,120円	チャレンジ・ザ・ゲーム普及審判員養成補助者2人 スポーツ指導者養成補助者13人	○ 一定数の補助の利用はあるが、今後も積極的な周知を行い、ニュースポーツやスポーツ少年団の指導者の育成、発展を図っていく。	

3	豊かな心を育み人が輝くまち	2	学校教育	1	学校教育	(1)	教育内容の充実	2	特色ある教育の推進	学校教育課	魅力ある学びづくり支援事業	各校の校風・伝統・地域の特色を生かした魅力ある教育活動の推進を図る。	地域人材	事業委託	②支払額 2,890,973円 (UD講座 19,000円分除く)	4/1~3/31 全小中学校	◎子ども、教師、学校、地域が心豊かに関わり合い、支え合いながら教育活動を進めることができた。
						(3)	地域ぐるみによる学校教育の充実	2	家庭・地域との交流・連携活動の充実		総合的な学習の時間推進事業	市内小中学校において、総合的な学習の時間に体験的活動を実施するにあたり、地域の人材等の活用を図る。	地域人材	事業委託	②支払額 684,974円 (UD講座 15,000円分除く)	4/1~3/31 全小中学校	◎限られた人たちからの協力が多く、新たな人材の発掘が必要である。
						(5)	学校給食	1	安全でおいしい魅力のある学校給食の提供		学校給食事業	各小中学校のPTAの代表を委員に含めた学校給食センター運営委員会を年に数回開催し、給食センターの運営に関する重要な事項及びこれに伴う調査研究を行い、給食センターの運営方針を決定する。また、献立作成や食材選定についてもPTAの代表を含め決定している。さらに、給食だよりや給食ひとこと指導を通じ保護者へ食育等に関する啓発に努めている。	保護者の代表	その他	②学校給食センター運営委員会報酬 70,000円	【学校給食センター運営委員会】年2回 【献立作成委員会】年5回 【物資選定委員会】年11回 【給食だより】年3回 【給食ひとこと指導・予定献立表】年11回	◎保護者に会議に参加していただくことで、意見を取り入れることができている。
						2	学校における食育の充実	ユニバーサルデザイン推進事業	ユニバーサルデザイン講座を実施し、ユニバーサルデザインの考え方について、体験を通して理解することにより、思いやりの心の大切さの理解を図る。								
		4	快適で利便性の高い魅力あるまち	3	市街地整備	—	—	(1)	中心市街地の整備	1	岩倉駅東地区市街地整備の促進	都市整備課	岩倉駅東地区再開発推進事業	岩倉駅東地区の再開発検討は白紙となったが、地区内に計画されている都市計画道路の早期整備を踏るよう地元組織として権利者の意向アンケートなどを実施し、市や県のサポートをしている。	岩倉駅東地区再生協議会	助成・補助金	①総事業費 332,970円 ②交付金 300,000円
(3)	身近な景観づくり							3	美化活動の促進	屋外広告物取締撤去事業	街の美観と景観を保持するため市民ボランティア団体である「屋外広告物簡易除却団体」と協働で違反広告物の撤去を実施している。		屋外広告物簡易除却団体	事業協力	①総事業費 0円	撤去枚数(はり紙6枚、立看板2枚)	◎市と協働して活動ができている。
										花のあるまちづくり事業(再掲)	市が実施する岩倉駅東西に四季折々の草花を植付ける「花のあるまちづくり事業」や東町地内の五条川護岸に「緑化ウォール事業」として草花を植付けているが、市民ボランティア団体の「ふれあい花の会」により植付けや維持管理をお願いしている。		ふれあい花の会	事業委託	再掲	【フラワーバンク】 花苗配布5/21、10/29 各日196株 ・駅東西 3679株 ・緑化ウォール 2500株	◎市と協働して市民目線で花の植え付けや維持管理事業を行っている。
6	上水道			—	(2)	災害対策の充実	2	応急給水の充実	上下水道課	応急給水訓練	市の防災訓練にて非常用飲料水容器を使用した応急給水訓練に参加した市民の方々に実施している。また、いざという時に応急給水支援設備の場所や操作方法に不慣れで、整備した施設が活かされないことが危惧されることから、愛知県との共同による応急給水支援設備を使用した防災訓練を実施している。	市民 愛知県尾張水道事務所	事業協力	①総事業費 0円	【防災訓練】8/24 【応急給水支援設備操作訓練】12/4	◎防災訓練で市民とともに応急給水訓練を実施している。	

5 地域資源を生かした活力あふれるまち	1 農業	—	(1) 農地の保全・活用	2 市民農園等の拡大	商工農政課	市民農園運営事業	市が農地を借りて、各小学校区5つに市民農園として場所を整備。運営自体は、各市民農園毎に運営協議会を設置して運営している。	市民による運営協議会	事業共催	①農地借料 ②総事業費0円	市内に5箇所設置 区画数は160区画 全ての区画で利用	◎各市民農園の運営協議会が自立して運営し、市との役割分担がきちんとできている。
						稲作り農業体験	市内の農家を講師に迎え市民に田植えから稲刈りまでを手作業で体験してもらう。	愛知北農業協同組合	事業共催	②講師報酬 80,000円	田植え6/6 草取り7/4、7/25 稲刈り10/10 (参加者15組47名)	◎役割分担がきちんとされ事業を運営することができた。
						農業体験塾	農地を借り農業に興味を持っている人等に対し農家等から指導を受けながら作付けから収穫までを行う。		事業共催	①後借料 ②0円	原則、毎週日曜日(参加人数34名) 講師の指導を受けながら多品目の野菜の栽培に取り組んだ。	◎農業体験講師など農協と協働して運営している。
			(3) 地産地消型農業の推進	1 地産地消の促進と多様な農業者の育成 2 多品目適量生産体制の構築		野菜の広場事業	市内の農家のグループが毎週水・土曜日に岩倉駅東西地下連絡道で新鮮な野菜の即売を行っている。		事業共催	①総事業費0円	原則、毎週水・土曜日。計104回開催し野菜等を販売。	◎野菜の広場運営協議会と市がきちんと役割分担ができて運営している。
			(3) 地産地消型農業の推進	3 食育の推進		食育推進事業	生涯学習講座や消費生活講座等での料理教室の開催。 安心・安全な地元野菜の品質向上や農業振興のための農業フェアを実施。 生産者と消費者の交流のためのたけのこなどの収穫体験。	給食センター運営委員会 子ども会連絡協議会 食生活改善推進員 消費生活モニター	事業共催	【食育シンポジウム】 ①総事業費1,372,000円 ②支払額0円 ③補助1,300千円	【岩倉市食育シンポジウム開催】 第2期食育推進計画の発表も兼ねて、食育で豊かな心を育むことを目的とした岩倉市食育シンポジウムを平成27年7月に開催した。 【農業フェア】11/7、8 【消費生活講座での料理教室】12/10、11(計25名)	◎食育推進計画の策定からシンポジウムまで、いろんな市民団体と協力して策定、開催することができた。
	3 商業	—	(3) まちの賑わいの創出	1 農と連携した商業振興	岩倉軽トラ市事業 岩倉軽トラ夜市事業	岩倉軽トラ市実行委員会が中心となって4月～11月に軽トラ市と軽トラ夜市を開催している。	岩倉軽トラ市実行委員会 特定非営利活動法人いわくら観光振興会 岩倉市商工会	事業共催	①総事業費192,996円 (のぼり旗及びのぼり旗用ポール、テーブル・イス・テント等備品)	【軽トラ市】 4月～6月、9月～11月の原則毎月第3日曜日に開催。(来場者：毎回、約2,000人) 【岩倉軽トラ夜市】 8/1の岩倉市山車夏まつりに併せて開催。来場者：2,600人 8/15、16の「いわくら夏まつり市民盆おどり」に併せて開催。	◎新規出店者の開拓及び効果的なPR方法の確立が課題。	
	4 消費生活	—	(1) 自主的な消費者活動への支援	3 消費者団体の育成及び連携促進	消費生活フェア関係事務	市内の3つの消費者団体が連携し、安全安心な消費生活と環境にやさしい暮らしづくりの普及をしている。	消費生活モニター 岩倉市婦人会 岩倉団地自治会生活部	事業共催	①総事業費313,762円 (ふれ愛まつり実行委員会からの委託料)	11/7、8(来場者：延べ1,857人)	◎市民目線の企画・提案で催しを実施している。	
					(3) 環境にやさしい消費生活の普及	1 リサイクルの推進	不用品データバンク	家庭において不用となり、又は必要となった生活用品等についての情報を市民に提供して、不用品の再利用を促進するとともに、物を大切にすることを意識の高揚を図るもの。	市内在住者・在勤者	その他	①総事業費0円	年間を通じて登録の受付・紹介を行い、106件の登録。うち23件交渉成立。 【登録区分】登録件数(内成立件数)：譲ります(有償)8件(3件)、あげます(無償)36件(17件)、求めます62件(3件)
			フリーマーケット事務	消費生活モニターが中心となって、年に2回総合体育文化センターの多目的ホールでフリーマーケットを開催している。	消費生活モニター	事業共催	①総事業費0円	7/4、2/13午前10時～午後1時(延べ57店の出店)	◎課題として、出店者が固定化されてきていることがある。			
	5 勤労者福祉	—	(2) 福利厚生者の充実	2 余暇活動等の充実	勤労青少年の日記念行事委託事業	勤労青少年の福祉について広く市民の関心を深め、かつ勤労青少年自らが職業人、社会人としての自覚を高めるとともに、相互の親睦を図ることを目的として、勤労青少年の日ボウリング大会を実施している。	勤労青少年の日実行委員会	事業委託	①総事業費385,800円 ②委託金額326,796円	7/17、小牧国際ボウルにて実施。(市内14企業から118人)	◎市内事業所の職員からなる実行委員会の手で記念行事を実施することができた。	

5 地域資源を生かした活力あふれるまち	6 観光・交流	—	(1) 五条川・桜並木の保全・整備	1 五条川桜並木の保全・再生	商工農政課	桜管理等事業	手の届く範囲の支障枝や胴引き・ひこばえの剪定。また、桜の腐食を進行させると言われているベッコウタケの処理や、市で購入した樹木専用肥料（グリーンパイル）を打ち込む施肥作業も協働で実施している。	岩倉五条川桜並木保存会	事業協力	①総事業費（肥料購入費用）513,000円 ②0円	市で購入した樹木専用肥料（グリーンパイル）2,500本を打ち込む施肥作業を年間5回実施。また、枯れ枝・腐朽枝などの支障枝の剪定を年間6回行い、ベッコウタケの調査も併せて実施。	◎ 会員の高齢化と新規入会者が少ない現状から、今後の保存会の維持・運営が課題。			
				(2) 観光施設等の整備・充実		3 観光コースの充実	観光ボランティア事業	年間を通じて市内の観光ボランティアガイドを行っている。また、桜まつり期間中には岩倉駅東西地下連絡道に案内所を設置しパンフレットの配布等を行っている。	いわくら塾	事業協力	①総事業費0円	桜まつり期間中、いわくら塾が岩倉駅東西地下連絡道にて、案内所を開設し、パンフレットの配布を実施。	◎ 会員の高齢化による今後の継続が課題		
			4 観光コースの移動環境の整備			レンタサイクルの導入（岩倉市観光まちづくり事業）	特定非営利活動法人いわくら観光振興会が、3台レンタサイクルを導入している。	特定非営利活動法人いわくら観光振興会	事業委託	下記観光まちづくり事業を含む	年間を通じて、レンタサイクル事業を実施。	◎ 協力により、市外観光客の交通アクセスが向上した。			
			(3) 観光PR・イベント等の充実	2 既存イベントの充実		市民ふれ愛まつり事業	健康フェア、農業フェア、スポーツフェア、環境フェア、みんなの消費生活フェア、福祉フェスティバル、商工市民まつりをひとつのイベントとして集約し、各市民団体と協働で実施している。	いわくら市民ふれ愛まつり実行委員会	事業委託	①総事業費6,984,649円 ②委託費（決算額）6,984,649円	11/7～8（来場者延べ17,000人）	◎ 新規企画の創出が課題。			
				3 観光プログラムの充実と観光商品の造成		岩倉市観光まちづくり事業	岩倉市PR大使「い〜わくん」のグッズを製作し、市内外に出店している。イベント時に「い〜わくんSHOP」を出店し、販売することで、い〜わくん及び岩倉市のPRを行っている。	特定非営利活動法人いわくら観光振興会	事業委託	①総事業費9,198,377円 ②委託費8,142,000円	年間を通じて、い〜わくんグッズの製作・販売を行い、い〜わくんと市のPRに寄与した。	◎ 外部への積極的なPR活動が可能となっている。			
				4 観光プロモーション組織の設置検討			市役所1階に「岩倉市観光情報ステーション」を開設し、観光情報の発信を行っている。				年間を通じて、観光情報の発信を行い、「いわくらランチスタンプラリー」や「ヨーヨー講座」、「いわくらおもてなしバスツアー」などのイベントを企画・開催した。	◎ 市内商店等と協力した事業が実現できている。			
							—	(1) 市民活動・市民協働の活性化	4 市民活動助成制度の創設	協働推進課	市民活動助成金事業	まちづくりや地域課題を解決する事業に取り組む団体に対し、対象経費の一部を助成している。はじめの一步コース、ステップアップコース、イベントコースの3種類がある。	市民活動団体	補助・助成	②助成金総額895,000円 ●はじめの一步コース（1団体） ・特定非営利活動法人いばらんす3,000円 ●ステップアップコース（10団体） ・いわくらフォークジャンボリー39,000円 ・いわくら認知症ケアアドバイザー会140,000円 ・食と健康実践研究所150,000円 ・「命の未来を想う」プロジェクト129,000円 ・いわくらシネマ31,000円 ・まちづくり百貨店105,000円 ・コミュニティカフェかがよひ18,000円 ・岩倉青年会議所32,000円 ・いわくら・ユニバーサルデザイン研究会150,000円 ・岩倉生涯学習市民の会48,000円 ●イベントコース（1団体） ・岩倉市子ども会連絡協議会50,000円

6 市民とともに歩むひらかれたまち	1 市民協働・地域コミュニティ	—	(2) 地域コミュニティの強化	2 地域コミュニティ組織の情報発信の強化支援		市民活動支援センター事業	市民活動支援の拠点として開設した市民活動支援センターの業務を委託した。登録団体に対して、印刷費・会議室使用料の減免等により活動支援したほか、活動内容の紹介をホームページ・情報誌・SNSなどにより積極的に行うとともに、団体設立や助成金に関する相談業務を実施した。	特定非営利活動法人ローカルワイドウェブいわくら	事業委託	①総事業費 4,398,436円 ②委託費 3,191,000円	【センター登録団体数】210団体 【利用人数】30,700人 【利用件数】延べ2,767件 【情報発信件数（岩倉駅地下通路モニター放映番組数）】97件	◎市民目線の運用に努めている。 市民相談の充実と、市民向けの協働講座の実施が課題。	
				3 地域コミュニティ活動・組織の活性化		区育成補助事業	行政区（30区）に対し、区の運営に関する経費の一部を補助している。	行政区	補助・助成	②区育成補助金 3,228,450円	20,923世帯、18事業（各区に対して1世帯あたり150円、区の親睦事業1事業あたり5,000円以内を支払い）	◎H27年度より各区で実施する親睦事業に対する事業割を開始した。広域のつながりに対する支援の検討が必要。	
	2 男女共同参画	—	(2) 男女共同参画の意識啓発等	1 男女共同参画意識の啓発	生涯学習課	男女共同参画講座	男女共同参画の普及・啓発を目的とした生涯学習講座で、市民による企画委員が企画運営をする。	男女共同参画セミナー企画委員	事業委託	①生涯学習センター指定管理料から講師謝礼 ②0円	【今こそ考えよう「私にとって本当に必要なものとは】4回（延べ77人）	○定員をはるかに超える申込みがあった。課題である男性受講者数は増えていない。	
	3 国際交流・多文化共生	—	(1) 国際交流の促進	1 草の根の国際交流活動の促進	協働推進課	国際交流事業補助事業	国際交流協会の事業の補助を実施している。国際交流関係のイベント情報を収集し、広報・HPに掲載し、報道機関へも連絡することで多くの方の参加促進に努めている。	岩倉市国際交流協会	補助・助成	①総事業費 1,141,289円 ②補助金 500,000円	【ホームステイ】ゲスト54人ホスト54家庭 【各種イベント】世界のお惣菜、デイキャンプ、ふれ愛まつり、地球まるごと食べちゃおう	◎事業補助としては十分である。	
				2 国際理解教育の充実	学校教育課	中学生海外派遣事業	派遣する生徒の面接や事前学習といった出国までの準備、派遣先への帯同、帰国後の報告会などを行っている。			事業委託	②委託費 2,982,551円	【派遣先：モンゴル】8/2～8/8（中学生14人、引率3名） 【報告会】9/5	◎委託先が有する知識や経験を事業運営に反映することで、効果的に取り組むことができた。
				(2) 多文化共生の推進	協働推進課	国際交流事業補助事業	国際交流協会主催の日本語教室スタッフと打合せをするなど継続的に支援し、在住外国人情報の収集に努めている。医師等による外国人の無料健康相談・法律相談を実施している。			補助・助成	(再掲) ①総事業費 1,141,289円 ②補助金 500,000円	【日本語ひろば】延べ606人 【英語をしゃべろう会】随時 【外国人健康相談】13人	◎会員により、市民に対しての取組がしっかりとなされている。
	4 平和行政の推進	—	(1) 平和意識の高揚	—	秘書企画課	平和祈念市民参加事業	・「平和コーナー」を市役所など市内4か所に開設し、平和への願いが込められた折鶴の募集と新たに、折鶴に糸を通すボランティアを募集し実施した。 ・広報紙やホームページを通じて、核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨などを周知した。 ・多様な世代の参加による平和祈念戦没者追悼式や市民映画劇場を実施した。 ・戦後70周年を記念し、平和ポスターの募集を行い、ふれ愛まつり等で展示、表彰を行った。 ・平和首長会議より被爆樹木の苗木が贈呈され、広島市平和記念式典に参加した小中学生などにより平成27年8月25日に八咫憩いの広場で植樹を行った。	市民	事業協力	【平和ポスター記念品代】 ①総事業費 10,000円 ②支払額 10,000円 【記念植樹委託料】 ①総事業費 100,000円 ②支払額 99,360円	【平和コーナー】 ・6/17～7/15（折鶴50,821羽） 【糸通しボランティア】 ・7/13～7/15（7名） 【平和ポスター】 ・応募作品58点 【被爆樹木の苗木の植樹式】 ・8/25（市議会議員、小中学生、小中学校長、語り部の会、愛知県原水爆被災者の会岩倉支部、岩倉市遺族連合会59人）	◎市民参加事業を増やしたことで、平和意識の高揚を図ることができた。	
				(2) 子どもを対象とした平和学習の推進	学校教育課	被爆体験談等を聞く会	被爆体験や戦争体験談を聞き、原爆や戦争の悲惨さを知り、平和の大切さを学習するもの。	愛友会語り部の会	事業協力	②支払額 60,000円	全小中学校 各1回	◎戦争体験者、被爆体験者の高齢化により、事業の継承が課題である。	

6 市民とともに歩むひらかれたまち	4 平和行政の推進	—	(3) 平和活動の継承	2 語り部の発掘と後世に伝承する組織づくり	秘書企画課	戦争の話聞く会	「戦争のお話を聞かせてね」及び「戦争体験談を聞く会」を、語り部の会と企画運営した。また、第三児童館、岩倉南小学校及び岩倉北小学校に加え、新たに岩倉総合高等学校でも「戦争体験談を聞く会」を実施した。さらに、ふれ愛まつりで「岐阜空襲を記録する会」「愛知県原水爆被災者の会岩倉支部」とともに「戦争・被爆体験を聞く会」を行った。	語り部の会	事業協力	平和祈念事業 ①総事業費 30,000円 ②謝礼 25,000円	【戦争のお話を聞かせてね】 ・8/5(第三児童館55人) 【戦争体験談を聞く会】 ・9/16岩倉総合高等学校(2年生) ・11/6岩倉南小学校(78人) ・11/27岩倉北小学校(143人) 【戦争・被爆体験を聞く会】 ・11/8ふれ愛まつり(350人)	◎ 例年より、多くの世代の方に戦争体験等を聞いてもらうことができた。	
	5 広報・広聴	—	(1) 広報の充実	1 広報いわくらの充実	協働推進課	広報紙発行事業	10月から広報のリニューアルに向け、大学生から意見や感想をもらい、新紙面に反映させた。1日号の特集では各月のテーマに関する団体から情報発信をしてもらっている。また、毎月15日号の「協働のまちづくりコーナー」で市民活動団体の情報を提供している。	市民活動団体等 大学	事業協力	①印刷製本費 12,637,690円 配達報償費 4,496,050円 原稿協力謝礼52,000円 ②支払額 0円	【名古屋文理大学】 6/29(9人) 7/13(6人) 【特集協力】 音訳の会あめんぼ、ジュニアレポーター(岩倉中学校生徒)、新成人のつどい実行委員、環境委員、防災ボランティアの会	○ 日常的な協力関係を築いている団体を増やしていかなければならない。	
						広報モニター事業	広報モニター要綱に基づき委嘱された委員により地域の身近な話題等の情報提供及び取材協力が行われている。また、広報モニターから広報紙に対する意見を随時述べてもらい、広報紙の作成及び情報発信に反映している。	広報モニター	事業協力	①総事業費 0円 ②支払額 0円	7人に委嘱(謝礼なし)	◎ 地域資源の掘り起しができつつあるので、取組を継続していく。	
						2 岩倉市ホームページの充実	ホームページリニューアル事業	平成28年度のホームページリニューアルに向け、大学生から現在のホームページの不便な点や改善点について意見をもらいコンセプトづくりに協力してもらった。	大学	事業協力	①総事業費 11,772,000円 ②支払額 0円	【名古屋文理大学】 11/16(10人)、12/14(5人)	◎ 利用者の視点を取り入れたコンセプトづくりができた。
						3 多様な媒体による広報活動の推進	まちづくり出前講座	市民等からの申出により行政の情報を提供している。	市民等	事業協力	①総事業費 0円 ②支払額 0円	【市役所の仕事】10/29(31人) 【マイナンバー制度について】 11/30(35人) 【障害者制度について】1/30(8人)	○ 単発の講義としてだけでなく、情報が広がっていくようにする必要があるのである。
						4 情報格差の解消	広報いわくら音訳事業	市の広報紙を音訳し、目の不自由な人に提供している。	音訳の会あめんぼ	事業協力	①総事業費 0円 ②支払額 0円	視覚障害者4人に提供	◎ 団体の経験・技術を活かした取組をいただいている。
	7 行財政運営	1 行政経営	(4) 分権型社会への対応	1 行政執行能力の向上	秘書企画課	職員研修事業	平成27年度は、いわくら・ユニバーサルデザイン研究会と協働し、「安心して暮らせるまちづくりを考える研修～ユニバーサルデザイン編～」を市職員向けに実施した。	いわくら・ユニバーサルデザイン研究会	事業協力	②講師謝礼 27,000円	【安心して暮らせるまちづくりを考える研修～ユニバーサルデザイン編～】 ・11/19(職員18名、いわくら・ユニバーサルデザイン研究会会員10人)	○ 市民団体と一緒に研修を開催し、ユニバーサルデザインのまちづくりについて考えることができた。	

5 岩倉市自治基本条例審議会に関する資料

(1) 岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、岩倉市自治基本条例（平成24年岩倉市条例第31号）第25条第4項の規定に基づき、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 岩倉市自治基本条例第25条第1項及び第2項に定める検証に関すること。
- (2) 市民自治によるまちづくりに関する基本的事項に関すること。
- (3) 岩倉市市民参加条例（平成28年岩倉市条例第2号）第25条に定める検証に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 企業の代表者
- (3) 市民活動団体の代表者
- (4) 市民の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部秘書企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委嘱されている岩倉市自治基本条例審議会の委員は、この条例による改正後の岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例(以下「新条例」という。)に基づき委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、新条例第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

(2)岩倉市自治基本条例審議会委員名簿

会長	岩崎 恭典	四日市大学教授
職務代理者	山田 育代	岩倉市自治基本条例検討委員会委員長
委員	長谷川 博	岩倉市自治基本条例検討委員会委員
委員	村平 進	岩倉市自治基本条例検討委員会委員
委員	黒木 崇弘	市内の事業者 (石塚硝子株式会社管理本部副主幹)
委員	荒井 英彦	市内の事業者 (ミヨシ油脂株式会社名古屋工場長) ※8月まで
委員	神尾 克久	市内の事業者 (ミヨシ油脂株式会社名古屋工場長) ※9月から
委員	花井喜美子	市民委員 (公募)
委員	船橋 悦子	市民委員 (公募)
委員	岡本里恵子	市民委員 (公募)
委員	関戸 誠	市民委員 (市民登録制度)

(任期) 平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

(3)平成28年度岩倉市自治基本条例審議会開催概要 (日程・内容)

回	開催日	内容
第1回	平成28年7月1日(金)	・岩倉市市民参加条例について ・市民参加の手続の予定(平成28年度)について ・岩倉市自治基本条例審議会での検証について
第2回	平成28年11月25日(金)	・岩倉市自治基本条例推進計画案について (整理番号(1)-ア)

		(整理番号(2)-ア①～(2)-ウ①)
第3回	平成29年1月18日(水)	・岩倉市自治基本条例推進計画案について (整理番号(2)-ウ②～(2)-オ②)
第4回	平成29年3月27日(月)	・岩倉市自治基本条例推進計画案について (整理番号(2)-カ～(2)-ク③) ・協働の取組シートについて